SOMPO ホールディングス

保険の先へ、挑む。

そんぽ24の現状2018

そんぽ24損害保険株式会社

はじめに

日頃より、皆さまのご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、当社のより良い経営への取組み、事業概要および財務状況などをわかりやすくご紹介させていただくため、本誌「そんぽ２４の現状 2018」を作成いたしました。

本誌が、当社をご理解いただくうえで、少しでもお役に立てば幸いです。

今後とも温かいご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

当社のオリジナル・キャラクター「ハナコアラ」は、
お客さまにとって親しみやすい保険会社になりたいという想いから生まれました。

ごあいさつ

日頃は皆さま方より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

2017年度は、各地において自然災害が発生し、また、2018年度に入り、大阪府北部を震源とする地震や平成30年7月豪雨により、各地で甚大な被害が生じました。お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

2017年度も多くのお客さまにご契約をいただき、また、業務運営の効率化を進めたことなどにより、2015年度以降3年連続の黒字決算を達成することができました。

これもひとえに皆さまのご支援の賜物であり、心より感謝申し上げます。

当社は、顔の見える身近な通販損害保険会社として、媒介代理店を通じて「そんぽ24自動車保険」をお客さまに広くご案内しています。また、万一の事故の際には、損害保険ジャパン日本興亜の全国ネットワークと連携し、迅速かつきめ細やかな事故解決サービスを提供することで、そんぽ24だからできる安心をお届けしています。

2017年度は、お客さまと当社を直接つなぐコールセンターやウェブサイトに寄せられたお客さまからのご意見・ご要望を、さらなる品質向上に向けた原動力とし、役職員全員が一丸となってお客さまにより一層ご満足いただけるようにサービスの拡充や品質改善に全力で取り組んでまいりました。

そのような取組みの一環として、お客さまの利便性向上を目指して「お客さまからの車検証（写）等の提出不要化」や「クレジットカード払分割回数の拡大（12回払の追加）」などを2017年10月から開始しました。

一方、2018年3月には、損害保険業界を取り巻く経営環境の変化をふまえ、SOMPOホールディングスグループにおける国内損害保険事業の効率性と収益性の向上を目指し、関係当局の認可等を前提として2019年7月を目処に、セゾン自動車火災保険と合併することを公表しました。

合併後の新会社では、存続会社であるセゾン自動車火災保険の主力商品である「おとなの自動車保険」を中心に、高品質な商品・サービスをご提供し、SOMPOホールディングスグループの通販損害保険会社として、お客さまに「心地よい」と感じていただけるよう全社一丸となり取り組み、お客さまに選ばれる保険会社を目指してまいります。

本誌でも掲載させていただいている「そんぽ24宣言」は、当社役職員一同から、お客さまをはじめ、代理店の皆さま、すべてのステークホルダーの皆さまへのメッセージです。合併後の新会社においても、全役職員が皆さまお一人おひとりとの絆を大切にし、身近で親しみやすく頼りになる保険会社であり続けるよう、誠心誠意努力してまいります。

今後とも当社および合併後の新会社へのなお一層のご愛顧、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

そんぽ24損害保険株式会社

取締役社長　永野　寿幸

目次

代表的な経営指標等

SOMPOホールディングスグループの概要 …… 4

会社の現状

Ⅰ 会社の概要および組織

1. そんぽ２４宣言 …… 6
2. 会社の沿革 …… 7
3. 組織 …… 8
4. 株主・株式の状況 …… 9
5. 役員および従業員の状況 …… 10
6. 業務または事務の受委託・子会社等の概況 …… 11
7. 会社の特色 …… 11
8. トピックス …… 14
9. 環境保全活動 …… 15
10. 社会貢献活動 …… 16

Ⅱ 主要な業務の内容

1. 取扱商品 …… 18
2. 保険のしくみ …… 20
3. 約款 …… 20
4. 保険料 …… 21
5. 保険募集 …… 21
6. 保険金のお支払い …… 23
7. トラブル時の各種サービス …… 24
8. お客さまとのコミュニケーション …… 26

Ⅲ 健全な経営

1. コーポレート・ガバナンス態勢 …… 30
2. 内部統制 …… 30
3. 戦略的リスク経営（ERM） …… 33
4. コンプライアンス（法令等遵守）態勢 …… 35
5. 監査・検査態勢 …… 35
6. お客さま情報の保護 …… 36
7. 反社会的勢力への対応 …… 41
8. 利益相反取引管理態勢 …… 42

業績のお知らせ

Ⅰ 主要な業務に関する事項

1. 当期の業績概況 …… 44
2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標 …… 46
3. 業務の状況を示す指標等 …… 47

Ⅱ 財産の状況

1. 計算書類等 …… 60
2. リスク管理債権 …… 66
3. 債務者区分に基づいて区分された債権 …… 66
4. 単体ソルベンシー・マージン比率 …… 67
5. 時価情報等 …… 69

財務諸表の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性 …… 69

損害保険用語の解説 …… 70

本誌は、保険業法第111条に基づいて作成しているディスクロージャー資料です。

代表的な経営指標等

	2016年度	2017年度	用語説明
正味収入保険料	13,312百万円	12,386百万円	ご契約者から受領した保険料に、保険金支払負担の平均化・分散化を図るための他の保険会社との再保険契約のやり取りを加減した金額であり、売上規模を示す指標です。
正味損害率	62.4%	62.8%	正味収入保険料に対する正味支払保険金および損害調査費の割合のことで、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。
正味事業費率	31.8%	30.8%	正味収入保険料に対する保険事業上の経費の割合のことで、正味損害率と同様に、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。この経費には、諸手数料と営業費及び一般管理費のうちの保険引受に係る金額が含まれます。
保険引受利益	1,591百万円	2,297百万円	正味収入保険料などの保険引受収益から、保険金・損害調査費などの保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したもので、保険本業での最終的な損益を示すものです。
経常利益	1,608百万円	2,285百万円	正味収入保険料、利息及び配当金収入、有価証券売却益などの経常収益から、正味支払保険金、有価証券売却損、営業費及び一般管理費などの経常費用を差し引いたもので、経常的に発生する取引から生じた損益を示すものです。
当期純利益	1,715百万円	1,986百万円	上記の経常利益に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額などの特別損益、法人税及び住民税、法人税等調整額を加減したもので、事業年度に発生した全取引によって生じた損益を示すものです。
単体ソルベンシー・マージン比率	833.0%	1,081.6%	巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落など、通常の予測を超えて発生しうる危険に対する、資本金・準備金等の支払余力の割合を示す指標です。行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用されており、この数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。
総資産額	23,696百万円	24,100百万円	損害保険会社が保有する資産の総額で、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」です。損害保険会社の資産規模を示すものです。
純資産額	7,586百万円	9,562百万円	上記の総資産額から、責任準備金などの負債額を控除したもので、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」です。損害保険会社の担保力を示すものです。
その他有価証券評価差額	13百万円	0百万円	「その他有価証券」の時価評価後の金額と時価評価前の金額の差額を指します。財務諸表上は、この評価差額から税金相当額を控除した金額を、貸借対照表の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上しています。
リスク管理債権	該当なし	該当なし	貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロに基づき開示している不良債権額です。貸付金の価値の毀損の危険性、回収の危険性などに応じて、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3カ月以上延滞債権」、「貸付条件緩和債権」の4つに区分されています。
資産自己査定結果における分類額計	－百万円	－百万円	損害保険会社としての資産の健全化を図るためには、不良債権などについて適切な償却・引当等の処理が必要となります。資産自己査定とはこの処理を適切に行うために、保有資産の価値の毀損の危険性などに応じて、自らで保有資産を分類区分することであり、債務者の状況および債権の回収可能性の評価により、資産を回収リスクの低い方からⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階に分類します。このうち、Ⅰ分類は回収の危険性または価値の毀損の可能性において問題のない資産です。Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ分類は何らかの回収の危険性または価値の毀損の可能性がある資産であり、これらの合計が「分類額」です。

中期経営計画

■ グループ計画

中期経営計画では、グループ経営理念の具現化に向けて、「安心・安全・健康のテーマパーク」へのトランスフォーメーションを実現します。各事業がそれぞれの魅力を徹底的に高めると同時に、デジタル技術の活用、新たな事業機会の探求、グループ内の事業間連携および外部パートナーとのエコシステム構築等を通じた変革を起こすことで、従来の延長線上にはない新たなビジネスモデルを創出していきます。

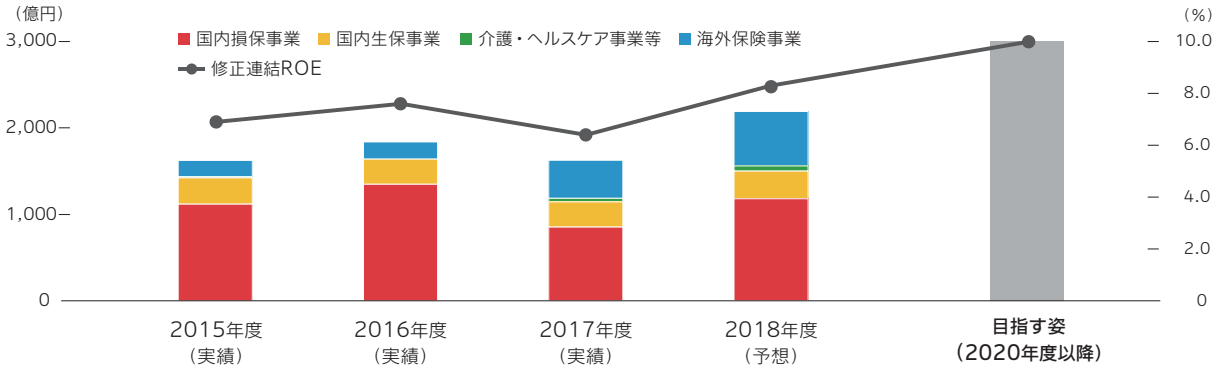

	2015年度（実績）	2016年度（実績）	2017年度（実績）	2018年度（予想）	目指す姿（2020年度以降）
修正連結利益	1,643億円	1,832億円	1,627億円	2,200億円	グローバルトップ10水準へ（3,000億円水準）
修正連結ROE	6.9%	7.6%	6.4%	8.3%	10%以上

2016年11月に開示した中期経営計画の2018年度グループ経営数値目標は、「修正連結利益2,200～2,300億円、修正連結ROE8%以上」です。

中期経営計画は、今年度で3年目に入りました。これまで築いてきた基盤をさらに進化させ、着実に成果を出すとともに、2020年度以降に目指す「グローバル上場保険会社トップ10水準の規模（修正連結利益3,000億円以上）および資本効率（修正連結ROE10%以上）」の実現に向け、取組みを強化していきます。

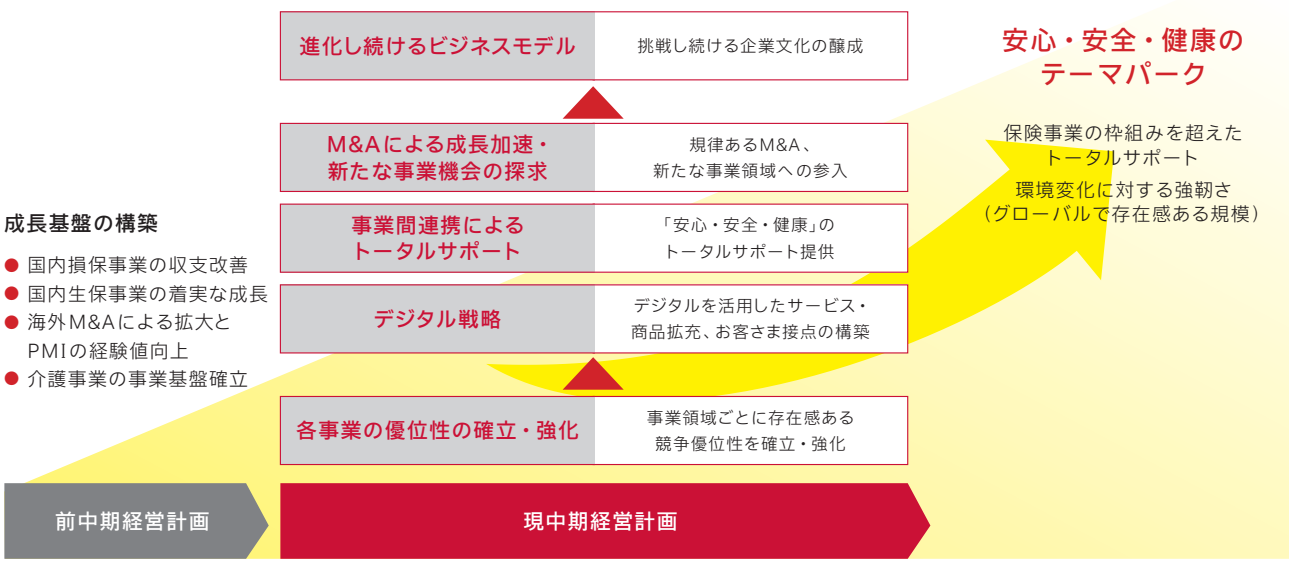

■ 計画を実現するグループ会社

SOMPOホールディングスグループは、国内損保事業、国内生保事業、介護・ヘルスケア事業、海外保険事業やアセットマネジメント、住宅リフォームなどの戦略事業を展開しており、これまでの2年間で、各事業の取組みは着実に進展しました。

国内損保事業では、既存事業の成長と新たな価値創造に向けて、デジタル技術の活用や、業界の垣根を超えた先進的なプレイヤーとの協業等によるイノベーションに取り組んでいます。国内生保事業では、保険とお客さまの健康を応援するサービスを統合した「Insurhealth：インシュアヘルス」を展開するなど、「健康応援企業」への変革を進めています。また、介護・ヘルスケア事業では、主要事業会社2社の合併や認知機能の低下予防を起点とした産官学の連携基盤の確立など、「世界に誇れる豊かな長寿国日本」の実現に向け着実に取り組んでいます。海外保険事業では、17年3月に買収したSOMPOインターナショナルを中心とした先進国の組織再編に加え、新たにリテール分野の保険事業を統括するプラットフォーム構築にも着手しています。さらに、既存事業のデジタルトランスフォーメーションの具現化だけでなく、サイバーセキュリティ事業への新規参入も果たすなど、グループ全体の質的変化の鍵としてデジタル戦略を着実に進めています。

国内損保事業

価値創造イノベーション
～最もお客さまに支持される損害保険会社へ～

2018年度修正利益（予想）：1,180億円以上

- ビジネスプロセスとシステム基盤の刷新
- デジタルとヒトを融合したお客さま接点の構築
- 質を伴った成長

損保ジャパン日本興亜

SAISON INSURANCE　そんぽ24

損保ジャパン日本興亜DC証券

SOMPOリスケアマネジメント

国内生保事業

「健康応援企業」への変革
～第二の創業期～

2018年度修正利益（予想）：320億円以上

- 健康応援企業への変革
- 商品・サービス・チャネル三位一体のビジネスモデル

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命

介護・ヘルスケア事業等

「世界に誇れる豊かな長寿国日本」の
実現に貢献

2018年度修正利益（予想）：60億円以上

- 高齢者の尊厳を確保した、より安心・安全なサービスを提供
- 社会的課題の解決による持続可能な事業モデルの構築

SOMPOケア

海外保険事業

着実なオーガニック成長、
規律あるM&Aによる成長加速

2018年度修正利益（予想）：630億円以上

- 真に統合されたグローバル保険事業プラットフォームの構築
- グループリソース・知見の最適活用

SOMPO INTERNATIONAL

SOMPO JAPAN SiGORTA

Sompo Holdings (Asia) Pte. Ltd.

SOMPO SEGUROS

戦略事業

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

プライムアシスタンス　FRESH HOUSE　SOMPOワランティ

Ⅰ 会社の概要および組織

1 そんぽ24宣言

当社では、グループ経営理念等を当社の業務・サービスに沿って具体化した「そんぽ２４宣言」をお客さまへのメッセージとして公表しています。全役職員が「そんぽ２４宣言」に基づいて業務に取り組みます。

そんぽ２４宣言

■私たちの信条

・私たちは、一人ひとりのお客さまとの絆を大切にし、お客さまにとって安心できる保険商品を提供する身近で親しみやすく頼りになる保険会社であり続けます。

・私たちは、お客さまの利益と満足の実現のために、お客さまの声に真摯に耳を傾け、常によりよい保険商品・サービスを生み出すことにひたすら挑戦し続けます。

・私たちは、保険事業の高い公共的使命と企業としての社会的責任を常に認識し、法令等のルールや企業倫理にのっとった誠実かつ適正な企業活動を通じて社会から信頼される保険会社を目指します。

・私たちは、「そんぽ２４らしさ」を大切にし、オープンな社風の下でお客さまを始めとするステークホルダーとの積極的なコミュニケーションを行います。

■自動車保険の原点を忘れない

・私たちの業務は、自動車事故に遭われたお客さまのためにあることを常に自覚し、お客さまが自動車事故に遭われた時の衝撃や不安を分かち合い、最小限に止めます。

・お客さまが万が一自動車事故に遭われた場合の対応こそが私たちの使命であり、親身になって丁寧かつ迅速な保険サービスを提供します。

・自動車を運転されるお客さまにとって自動車保険は必需品であるからこそ、私たちは適正な価格で安心できる補償を提供します。

・私たちは、お客さまに少しでも割安な保険料で自動車保険を提供し、品質の高い保険サービスを安定的に継続してお届けします。そのためには、贅沢をしない保険会社であり続けます。

■自動車保険をもっと手軽に

・私たちは、お客さまがより簡単に自動車保険を理解できるように、シンプルでわかりやすい保険商品を提供し続けます。

・私たちは、保険加入の際の申込書を不要としており、お客さまがより簡単な手続きで申し込むことができる自動車保険を提供し続けます。

・私たちは、お客さまの相談・問い合わせに対して「そんぽ２４だからできる」親身に真心を込めた対応を提供します。

2 会社の沿革

1999年12月	安田ライフダイレクトリサーチ株式会社（準備会社）設立 資本の額　9.8億円（うち資本金4.9億円、資本準備金4.9億円） 本社所在地　東京都新宿区西新宿2-3-1
2000年 7月	本社移転 新本社所在地　東京都豊島区東池袋3-1-1
2001年 2月	安田ライフダイレクト損害保険株式会社へ改組、名称変更、資本増額 新資本の額　180億円（うち資本金90億円、資本準備金90億円）
3月	事業免許取得、営業開始
5月	安田生命保険相互会社（現、明治安田生命保険相互会社）との代理店委託契約締結 （明治安田生命保険相互会社との代理店委託契約は、2018年9月末で終了します。）
2004年 4月	ダイレクトライングループリミテッドから明治安田生命保険相互会社への当社株式譲渡実施
7月	明治安田生命保険相互会社、安田ライフ損害保険株式会社（現、明治安田損害保険株式会社）から日本興亜損害保険株式会社（現、損害保険ジャパン日本興亜株式会社）への当社株式譲渡実施
10月	そんぽ２４損害保険株式会社へ名称変更
2005年 1月	資本増額（100億円） 新資本の額　280億円（うち資本金140億円、資本準備金140億円）
12月	朝日生命保険相互会社との代理店委託契約締結
2006年 6月	太陽生命保険株式会社との代理店委託契約締結
2007年 3月	資本増額（100億円） 新資本の額　380億円（うち資本金190億円、資本準備金190億円）
12月	金融機関窓口における自動車保険販売解禁に伴い、金融機関への代理店委託を開始
2011年11月	ペット＆ファミリー少額短期保険株式会社のペット保険の取扱いを開始

3 組織

(1) 機構図

（2018年7月1日現在）

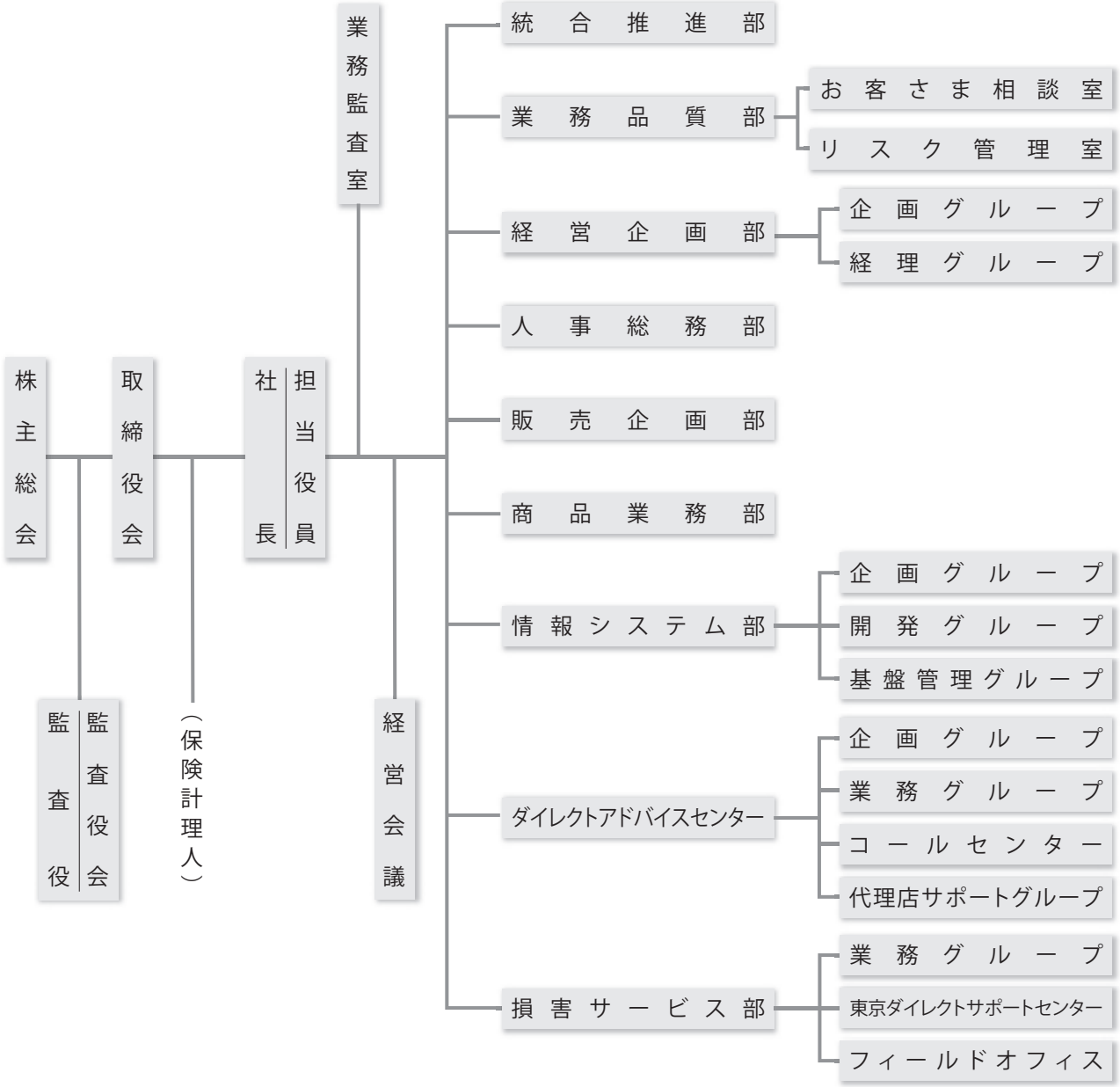

(2) 店舗所在地

本社	〒170-6044 東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60	☎03-5957-0111（代）

4 株主・株式の状況

(1) 基本事項

株主総会開催時期 …… 毎年4月1日から4カ月以内
決算期日 …… 毎年3月31日
公告の方法 …… 電子公告 ＊公告掲載ＵＲＬ（www.sonpo24.co.jp/company/ir/）

(2) 株式分布状況および株主

（2018年7月1日現在）

株主名称	住　所	持株数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1-26-1	380,000株	100%

(3) 資本の額の推移・新株の発行

（2018年7月1日現在）

年月日	新株発行数	発行済株式総数	増資額	資本の額
1999年12月 6日	9,800株	9,800株	980,000千円	980,000千円
2000年 4月14日	5,000株	14,800株	500,000千円	1,480,000千円
2000年 9月29日	30,200株	45,000株	3,020,000千円	4,500,000千円
2001年 2月17日	135,000株	180,000株	13,500,000千円	18,000,000千円
2005年 1月24日	100,000株	280,000株	10,000,000千円	28,000,000千円
2007年 3月23日	100,000株	380,000株	10,000,000千円	38,000,000千円

5 役員および従業員の状況

(1)役員の状況

(2018年6月27日現在)

役職名	氏　名	担当業務
代表取締役社長 社長執行役員	永野（ながの）　寿幸（ひさゆき）	総括、業務監査室
取締役 専務執行役員 (経営企画部長) (情報システム部長)	荒金（あらかね）　高志（たかし）	社長補佐、統合推進部、経営企画部、情報システム部
取締役 常務執行役員 (販売企画部長)	柴田（しばた）　博史（ひろし）	人事総務部、販売企画部、ダイレクトアドバイスセンター
常務執行役員 (業務品質部長)	木坂（きさか）　昌二（しょうじ）	業務品質部、商品業務部、損害サービス部
常務執行役員	真下（ましも）　裕行（ひろゆき）	特命担当
取締役 (非常勤)	平野（ひらの）　貴之（たかゆき）	(損害保険ジャパン日本興亜株式会社 リテール商品業務部 グループリーダー)
監査役(常勤)	伊藤（いとう）　和之（かずゆき）	
監査役(非常勤)	土屋（つちや）　貞（ただし）	(ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社 内部監査部、 ＳＯＭＰＯリスケアマネジメント株式会社 監査役、 株式会社プライムアシスタンス 監査役、 ヘルスケア・コミッティ株式会社 監査役)
監査役(非常勤)	赤池（あかいけ）　文明（ふみあき）	(損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 社外監査役)

(注)伊藤和之氏と赤池文明氏は社外監査役です。

(2)従業員の状況

(2018年3月31日現在)

2016年度末	2017年度末	増減	2017年度末		
			平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
225名	**210名**	**▲15名**	**46.4歳**	**9.7年**	**335千円**

(注)1. 従業員には使用人兼務取締役、休職者を含んでいません。
2. 従業員の人数は、就業人員数(社外への出向者を除き、社外からの出向者を含む。)を記載しています。
3. 平均年齢および平均勤続年数は小数点第2位を切り捨てて、小数点第1位まで表示しています。
4. 平均給与月額は2018年3月の平均給与月額(時間外勤務手当を含む。)であり、賞与を含んでいません。

6 業務または事務の受委託・子会社等の概況

(1) 業務または事務の委託

当社は、保険契約の募集（保険契約の媒介）等の業務または事務を、明治安田生命保険相互会社※、朝日生命保険相互会社、太陽生命保険株式会社および損害保険ジャパン日本興亜株式会社に委託しています。また、損害査定等の業務または事務を、損害保険ジャパン日本興亜株式会社に委託しています。これらの業務委託は、保険業法第98条第1項第1号ならびに保険業法施行規則第51条第1号および第2号の規定に基づいて行われています。

なお、明治安田生命保険相互会社※、朝日生命保険相互会社および太陽生命保険株式会社は、保険業法第98条第1項および第2項の規定に基づき業務の代理・事務の代行にかかる認可をそれぞれ取得しています。また、損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、同法同条同項の規定に基づき業務の代理・事務の代行につき届出を行っています。

※ 明治安田生命保険相互会社への保険契約の募集等の業務または事務の委託は、2018年9月末で終了します。

(2) 業務または事務の受託

当社は、保険契約の募集（保険契約の媒介）等の業務または事務を、セゾン自動車火災保険株式会社およびペット＆ファミリー少額短期保険株式会社より受託しています。これらの業務受託は、保険業法第98条第1項第1号ならびに保険業法施行規則第51条第1号および第2号の規定に基づいて行われています。

(3) 子会社等の概況

該当事項はありません。

7 会社の特色

当社は「お客さまに、シンプルでわかりやすい保険商品を、ご納得いただける価格でご提供すること」、「お客さまの事故に際しては、万全のサービスをご提供すること」をポリシーとした保険会社です。個人向けリスク細分型自動車保険「そんぽ２４自動車保険」を、媒介代理店を通してお客さまにご案内し、お申込みはお客さまが当社公式ウェブサイト・コールセンターで直接行うビジネスモデルを展開しています。また、万一の事故に際しては、損害保険ジャパン日本興亜株式会社の全国ネットワークと連携して、お客さまに万全の事故対応サービスをご提供する体制を整えています。

(1) インターネットサービス

●公式ウェブサイト

「より見やすく、よりわかりやすく、より使いやすい」を基本とする公式ウェブサイトでは、新たにご加入いただく際の保険料のお見積り・ご契約のお申込みから、車両入替や住所変更などご契約後の契約内容の変更、満期時のご継続のお申込みまで簡単にお手続きいただけます。また、当社の商品・サポートのご案内、自動車保険の基礎知識、最新のプレスリリース・お知らせなどお客さまの情報収集に役立つコンテンツを揃えています。

URL
www.sonpo24.co.jp

〔ウェブサイトトップページ：2018年7月1日現在〕

●サイトご利用環境

当社公式ウェブサイトは、以下に掲載のOS・ブラウザで動作確認を行っています。（2018年7月1日現在）

【推奨環境】

パソコン	
OS	ブラウザ
Windows 10	Microsoft Edge
	Internet Explorer 11
Windows 8.1	Internet Explorer 11
Windows 7	Internet Explorer 11
	Internet Explorer 10
	Internet Explorer 9
	Firefox 57
	Chrome 63
macOS 10.13 High Sierra	Safari 11

※Windowsの「モダンUI」によるタッチパネルでの操作、およびWindowsストアアプリ版のInternet Explorerは、推奨環境の対象外です。

【動作確認済み環境】

スマートフォン・タブレット	
OS	ブラウザ
iOS 11	Safari
iOS 10	
Android OS 8	Chrome 63
Android OS 7	
Android OS 6	

※スマートフォンやタブレットでご利用の場合、標準搭載ブラウザをご利用ください。
「Googleアプリ」や「Yahoo!ブラウザー」では正常に動作しないことがあります。
※上記「推奨環境」、「動作確認済み環境」記載のOS・ブラウザは当社で動作確認済みですが、すべての環境・条件での動作を保証するものではないため、ご注意ください。
※上記内容は、予告なく変更させていただく場合があります。

(2) ダイレクトアドバイスセンター

お客さまへの窓口として、「ダイレクトアドバイスセンター」（コールセンター）を設置し、自動車保険に関するお問い合わせから、保険料のお見積り、ご契約手続き、ご契約後の各種変更手続きまで承っています。カスタマーサービスの研修と経験を積み重ねた「ダイレクトアドバイザー」が、一人ひとりのお客さまに心を込めて向き合い、お客さまの「ひとこと、ひとこと」を丁寧にお聴きし、わかりやすく親切な対応を心がけています。

(3) 媒介代理店

当社は、そんぽ２４自動車保険をお客さまにご紹介する「媒介代理店」を展開しています。

媒介代理店は、「顔の見える身近な通販型損保」としてお客さまに親しんでいただけるよう、様々なマーケットにてお客さまと当社の橋渡しをしています。

このビジネスモデルは、開業以降、明治安田生命保険相互会社※、朝日生命保険相互会社、太陽生命保険株式会社といった生命保険会社との提携を中心に順次拡大し、保険ショップや金融機関との提携も行っています。

（媒介代理店の詳細については、「Ⅱ.5.(3)代理店について」をご覧ください。）

※ 明治安田生命保険相互会社との提携は、2018年9月末で終了します。

(4) 全国事故対応ネットワーク

当社では、万一の際にもお客さまにご安心いただけるよう、充実したサポート体制を整えています。損害保険ジャパン日本興亜株式会社の全国約220か所（2018年7月1日現在）のネットワークと連携し、お客さまの身近な拠点で迅速かつきめ細やかな事故対応サービスをご提供します。

事故受付は通話料無料にて24時間365日実施しており、受付後は、事故タイプに応じて経験豊富な専門の担当者が、責任を持って事故解決にあたります。

また、故障など突発的なトラブル発生時も、お電話一本で全国約9,500か所（2018年7月1日現在）の拠点からロードサービスをご利用いただけるほか、当社スマートフォン用サイト等からは「GPS現在位置特定サービス」を使ったロードサービスをご利用いただけます。

このようなサービスのご提供により、当社は、お客さまの快適なカーライフを全力で支えるよう努めています。

8 トピックス

(1) セゾン自動車火災保険株式会社との合併に合意

当社とセゾン自動車火災保険株式会社は、関係当局の認可等を前提とし、2019年7月を目処に、SOMPOホールディングスグループの国内損害保険事業における効率性と収益性の向上を目的として、合併することに合意しました。

合併後の新会社は、存続会社であるセゾン自動車火災保険株式会社の経営基本方針、事業戦略、ビジネスモデルに沿い、主力商品である「おとなの自動車保険」を中心に、高品質な商品・サービスを提供し、SOMPOホールディングスグループの通販損害保険会社として、お客さまに「心地よい」と感じていただけるよう全社一丸となり取り組み、お客さまに選ばれる保険会社を目指します。

(2) 商品・サービスの改定

当社では、直近の保険金のお支払状況、お客さまの声等をふまえ、以下の改定を行いました。

①保険料水準の見直し

保険期間の初日が2018年1月1日以降のご契約より、用途車種が自家用乗用車(小型・普通)の保険料を引き下げました。

②利便性の向上

お客さまの利便性向上のため、次の改定を行いました。

■純新規等契約・車両入替時のお手続き簡素化
[2017年10月10日以降のお取扱いに適用]
純新規・複数所有新規・中断再開によるご契約の際／車両入替する際、お客さまからの車検証(写)等の提出(自動車の登録内容確認のため)を原則不要としました。

改定前	改定後
お客さまから、車検証(写)を郵送等で提出いただきます。	当社が直接、情報提供機関を通じて確認します。

■クレジットカード払分割回数の拡大
[2017年10月10日以降のお申込みに適用]
保険料お支払時の選択肢を拡充するため、クレジットカード分割払いに「12回払」を追加しました。

改定前	改定後
3・6・10回払	3・6・10・12回払

(3) HDI格付けベンチマークの「Webサポート」「問合せ窓口(電話)」において最高ランクの『三つ星』を獲得

当社は、HDI-Japan※が実施するHDI格付けベンチマークの「Webサポート」および「問合せ窓口(電話)」の両部門において、最高ランクの『三つ星』を獲得しました。なお、「Webサポート」は3年連続3回目、「問合せ窓口(電話)」は4年連続4回目の三つ星獲得となります。

今回の調査においては、シンプルでわかりやすいウェブサイトと、電話対応窓口でのお客さまのニーズを捉えたスムーズかつ丁寧なサポートが高く評価されました。

調査期間:2017年7月

※HDI-Japanは、1989年に設立されたITサポートサービス業界における世界最大の会員を擁する国際機関HDI(Help Desk Institute)の日本における団体です。

(4) お客さまキャンペーンの実施

■『お客さま大感謝キャンペーン』

キャンペーン期間中に新規契約または継続契約をお申込みいただいたお客さまの中から抽選で480名様に電化製品等が当たるキャンペーンを実施いたしました。

実施期間:2017年1月1日から2018年3月31日

■39<サンキュー>キャンペーン

キャンペーン期間中に個人賠償責任特約をセットし、新規契約または継続契約をお申込みいただいたお客さまの中から抽選で4,680名様に「選べるぐるめ」が当たるキャンペーンを実施いたしました。

実施期間:2017年8月1日から2018年7月31日

(5) 15カ国語による事故対応を開始

訪日外国人が増える中、外国人との交通事故が増加傾向にあることをふまえ、2018年5月から15カ国語による事故対応を開始しました。

9 環境保全活動

当社では持続可能な社会を実現するため、地球環境の保全に取り組んでいます。2002年6月に日本興亜損害保険株式会社（現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社）の本社サイトで国際標準規格「ＩＳＯ14001」の認証を取得し、その後、2005年6月には、当社を含む全国組織で認証を取得しました。

地球温暖化の大きな原因であるCO_2排出量の削減および循環型社会形成に向けた廃棄物の削減を推進していくために、電力使用量やコピー用紙など紙使用量の削減について目標を設定して取り組むとともに、エコマーク、グリーンマークの文房具購入等を推進し、設定した目標に対してＰＤＣＡサイクルによる継続的改善に取り組んでいます。

当社では、以下の「グループ環境ポリシー」にのっとり、環境保全活動を進めています。

グループ環境ポリシー

ＳＯＭＰＯホールディングスグループは、かけがえのない地球環境を未来へ引き継ぐため、業務プロセスに環境への配慮を組み込むとともに、ステークホルダーとの積極的な対話と協働を通じて、環境問題の解決に積極的に取り組むことで、レジリエントで持続可能な社会づくりに貢献していきます。

《環境行動》

1．社会のレジリエンスを高めるための商品・サービスの提供

自然災害リスクに備える商品・サービスを安定的に提供します。
また、気候変動の影響の軽減、低炭素社会の構築、生物多様性の保全、ステークホルダーの環境配慮行動の促進などに寄与する商品・サービスの開発・提供に努めます。

2．バリューチェーンを含めた環境負荷の低減

事業活動に伴う環境への負荷を認識し、環境関連法規制などの遵守はもとより、さまざまなステークホルダーと連携・協働して、省資源、省エネルギー、資源循環に取り組むとともに、バリューチェーン全体での環境負荷の低減に努めます。

3．環境問題に対する意識啓発、環境・地域貢献活動の推進

社会全体の環境問題に対する関心を高めるため、保険事業を中心にさまざまな事業を展開しているグループならではの知見を生かした環境関連情報を発信することで、環境保全の重要性を社会に広く伝えていくとともに、環境教育・啓発活動に努めます。
また、社員ひとりひとりが「よき家庭人、よき社会人」および「地球市民」として自発的に行う環境保全活動や地域貢献活動などを積極的に支援します。

上記の取組みについて、環境目的および環境目標を定めて定期的に見直しを行い、継続的な改善に努めます。

10 社会貢献活動

(1) 当社の取組み

当社では以下の社会貢献活動を通じて、地球環境の保全や国際貢献、地域への貢献等に取り組んでいます。

①ペットボトルキャップの回収等

ペットボトルのキャップを回収して非営利団体に寄付することにより、世界の子どもたちにワクチンを贈る活動や、自動販売機の商品購入代金の一部を「緑の募金」に寄付する活動等に取り組んでいます。

②地域の清掃活動

地域で行われる環境美化キャンペーンやグループで開催されるボランティアデーの取組みとして、社員有志を募り、本社周辺の清掃活動を行っています。

③東日本大震災への対応

当社では被災地や被災者に何が必要か、今必要とされる支援のあり方について考え、被災地の子どもたちにクリスマスカードを贈る活動等に取り組んでいます。

④「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」への署名

当社では2011年12月に「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」の趣旨に賛同し、署名を行いました。当社においてはＩＳＯ14001環境推進活動をはじめとして、エコ安全ドライブの推進、リサイクル部品活用の推進等を行っています。今後も"持続可能な社会の実現に貢献する"ことを目指して、さらなる取組みを検討、実施してまいります。

(2) 損保協会の一員としての取組み

当社では、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、事故、災害および犯罪の防止・軽減にむけて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。

主な取組みは以下のとおりです。

①交通安全対策

■交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険の運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

- 自動車事故防止対策：高齢者の交通事故防止施策研究支援、自転車シミュレータの寄贈、飲酒運転根絶事業支援等
- 自動車事故被害者支援：高次脳機能障害者支援、脊髄損傷者支援、交通遺児支援等
- 救急医療体制の整備：高規格救急自動車の寄贈、救急外傷診療研修補助等
- 自動車事故の医療に関する研究支援
- 適正な医療費支払のための医療研修等

■交通安全啓発活動

- 交差点事故防止活動
  交差点における事故低減を目的として、47都道府県の事故多発交差点5箇所の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を毎年損保協会ホームページで公開し、ドライバーや歩行者、自転車利用者など、交差点を通行するすべての方への啓発を行っています。
- 自転車事故防止活動
  自転車事故の実態やルール・マナーの解説とともに、自転車事故による高額賠償事例や自転車事故に備える保険などを紹介した冊子と事故防止の啓発チラシを作成し、講演会やイベントを通じて自転車事故防止を呼びかけています。
- 高齢者の交通事故防止活動
  高齢者が運転時や歩行時に当事者となる交通事故が増加していることから、チラシを作成し、高齢者に対して安全な行動による事故防止を呼びかけています。また、映像コンテンツの公開や、反射材の着用促進など、事故防止の取組みを推進しています。
- 飲酒運転防止活動
  企業や自治体における飲酒運転防止の教育・研修で使用する手引きとして「飲酒運転防止マニュアル」を作成するとともに、イベント等において本マニュアルを活用し、飲酒運転による事故のない社会の実現に向けて啓発活動を行っています。

②防災・自然災害対策

■地域の安全意識の啓発

- 小学生向け安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及
  子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全に関する施設・設備を発見してマップにまとめる「ぼうさい探検隊」の取組みを通じ、安全教育の促進を図っています。
- 幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及
  子どもたちが実際に身体を動かし、声を出して遊びながら、安全・安心のための「最初の第一歩」を学ぶことができるカードゲーム「ぼうさいダック」を作成し、幼稚園・保育所等での実施を通じて、防災意識の普及に取り組んでいます。

■地域の防災力・消防力強化への取組み

・軽消防自動車の寄贈
地域の消防力の強化に貢献するため、小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国の自治体や離島に寄贈しています。

・防火標語の募集と防火ポスターの制作
家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図り、社会の安全・安心に貢献するため、総務省消防庁と共催で防火標語の募集を行っています。入選作品は「全国統一防火標語」として、防火ポスター（総務省消防庁後援・約20万枚作成）に使用され、全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、各種の防火意識啓発・ＰＲ等に使用されます。

・ハザードマップを活用した自然災害リスクの啓発
自治体等が作成しているハザードマップの活用にあたり、自然災害に対する日頃からの備えや対策を多くの方に促すことを目的として、eラーニングコンテンツ「動画で学ぼう!ハザードマップ」を損保協会ホームページ上に公開し、啓発活動を進めています。

③犯罪防止対策

■盗難防止の日（10月7日）の取組み

2003年から10月7日を「盗難防止の日」と定め、毎年、各地の街頭で損保社員、警察関係者などが自動車盗難防止啓発チラシとノベルティを配布し、自動車盗難防止対策の必要性を訴えています。

■自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に2001年の発足当初から民間側事務局として参画し、自動車盗難防止対策に取り組んでいます。

■不正修理業者に関する注意喚起

住宅修理（リフォーム）に関し、「保険金が使える」と言って勧誘する業者とのトラブル相談が多く寄せられています。

このようなトラブルに巻き込まれないよう注意を呼びかけるため、独立行政法人国民生活センターと連携してチラシを作成し、啓発活動を行っています。

■啓発活動

地域で子どもが犯罪や交通事故等の不慮の事故に巻き込まれないよう、大人と子どもが一緒に対策を考える手引きを作成し、防犯意識の高揚に取り組んでいます。

④環境問題への取組み

■自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用することにより、産業廃棄物を削減し、地球温暖化の原因となっているCO_2の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。

■自動車修理における部品補修の推進

リサイクル部品の活用同様に、産業廃棄物とCO_2の排出量の抑制を目的として、啓発動画やチラシによる自動車部品補修の推進に取り組んでいます。

※啓発動画は損保協会ホームページやユーチューブに公開しています。

■エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の取組みを推進するため、ビデオクリップ（ＤＶＤ）とチラシを作成し、その普及に取り組んでいます。

■環境問題に関する目標の設定

地球温暖化対策として、CO_2排出量の削減と、循環型社会の形成に向けた廃棄物排出量の削減について、業界として統一目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいます。

⑤保険金不正請求防止に向けた取組み

■保険金不正請求ホットラインの運営

2013年1月から「保険金不正請求ホットライン」を開設して、損害保険の保険金不正請求に関する情報を収集し、損害保険各社における対策に役立てています。

■保険金詐欺防止ポスターの作成・掲出

保険金詐欺防止ポスターを作成し、会員会社や損害保険代理店等に掲出し、保険金詐欺が重罪(※)であることを周知するとともに、保険金詐欺をたくらむ人物への牽制を図っています。

※「刑法第246条第1項　人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。
第2項　前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。」

■保険金不正請求防止啓発動画の作成・公開

「これ位ならいいだろう」という出来心による保険金不正請求を防止するため、啓発動画を作成し、損保協会ホームページやユーチューブに公開しています。

Ⅱ 主要な業務の内容

1 取扱商品

当社は、リスク細分型の自動車保険『そんぽ２４自動車保険（正式名称：通信販売用総合自動車保険）』を販売しています。

この商品の特徴は以下のとおりです。

(1) お客さまの運転スタイルにあわせた納得の保険料

以下のとおりさまざまな料率区分を採用し、お客さま一人ひとりの運転スタイルにあわせた納得の保険料をご提供しています。

①運転者本人・配偶者限定／運転者家族限定

補償の対象となる運転者の方を、ご契約のお車を「主に運転される方（「記名被保険者」といいます。）ご本人およびその配偶者の方」、または「記名被保険者ご本人、その配偶者の方またはこれらの方の同居の親族もしくは別居の未婚の子にあたる方」に限定することによって、運転者の方を限定しない場合に比べて保険料が割引となります。（割引対象となるお車は自家用普通乗用車・自家用小型乗用車・自家用軽四輪乗用車となります。）

②業務使用の有無

ご契約のお車が、年間を通じて月15日（年間180日）以上お仕事で使用されるお車の場合は「業務使用あり」、この条件に該当しない場合は「業務使用なし」として取り扱います。基本的には、「業務使用なし」の方が保険料はお安くなります。

③年間走行距離区分

ご契約時までの過去1年間にお車が走行した距離の実績が当社所定の5区分のいずれにあてはまるかによって保険料が異なる取扱いとしています。走行距離の短い区分ほど保険料はお安くなります。

④そのほかの料率区分

上記のほか、記名被保険者の年齢・運転免許証の色、運転者年齢条件、型式別料率クラス、車齢等に基づく保険料算出を行っています。

(2) シンプルでわかりやすいプランのご提供

3つの基本補償プランをご用意しています。（詳しい内容は次の「(3) 補償内容」をご覧ください。）

補償内容／補償プラン	①対人賠償	②対物賠償	③無保険車傷害	④人身傷害	⑤自損事故保険	⑥搭乗者傷害	⑦車両保険
主要な補償をすべてセットしたプラン	○	○	○	○	◇	○	○／×
上記プランから搭乗者傷害を外したプラン	○	○	○	○	◇	×	○／×
人身傷害をセットしていないプラン	○	○	○	×	○	○	○／×

注）○は補償のあること、×は補償のないこと、○／×は補償の有無が選択可能であること、◇は「④人身傷害」で補償されることを示します。

(3) 補償内容

①対人賠償
自動車事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につき、保険金額を限度に保険金をお支払いします。
なお、自賠責保険等で支払われる金額を超える部分に限ります。

②対物賠償
自動車事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

③無保険車傷害
保険を付けていない自動車との事故などにより死亡または後遺障害を負い、その損害に対して相手から十分な補償を受けられない場合に、被保険者1名につき、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

④人身傷害
ご契約のお車に搭乗中等の事故により死傷または後遺障害を負われた場合に、その損害について、被保険者1名につき、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

また、記名被保険者ご本人、その配偶者の方またはこれらの方の同居の親族もしくは別居の未婚の子にあたる方については、他のお車に搭乗中や歩行中に自動車事故にあった場合も同様に補償されます。(ご契約のお車に搭乗中の自動車事故のみを補償するタイプもご用意しています。)

⑤自損事故保険
ご契約のお車の運転者などが自賠責保険の補償が受けられない事故により死傷または後遺障害を負われた場合に、被保険者1名につき、所定の保険金をお支払いします。

⑥搭乗者傷害
ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故で死傷または後遺障害を負われた場合に、被保険者1名につき、所定の保険金をお支払いします。

⑦車両保険
ご契約のお車が偶然な事故により損傷した場合や盗難された場合などの損害について、保険金額を限度に保険金をお支払いします。(補償する事故を限定し、保険料を抑えたタイプもご用意しています。)

(4) 主な特約の補償内容

・対物超過修理費用補償特約
車同士の事故により相手自動車の修理費が時価額を超過した場合に、「修理費と時価額の差額×事故におけるお客さまの責任割合」に対して、50万円を限度に保険金をお支払いします。

・個人賠償責任特約
記名被保険者ご本人、その配偶者またはこれらの方の同居の親族もしくは別居の未婚の子にあたる方が、日本国内で日常生活の偶然な事故(自動車事故を除きます。)により、他人にケガをさせた場合や、他人の財物を壊した場合に、法律上の損害賠償額について、保険金をお支払いします。

・身の回り品補償特約
ご契約のお車の車内やトランクなどに収容した個人の身の回り品が、偶然な事故により損傷した場合や盗難された場合などに、20万円を限度に保険金をお支払いします。

・代車費用補償特約
車両保険のお支払いの対象となる事故により、ご契約のお車が使用できなくなった場合に、レンタカーなどの代車費用について、5,000円×利用日数を限度に保険金をお支払いします。

・弁護士費用等補償特約
記名被保険者ご本人、その配偶者またはこれらの方の同居の親族もしくは別居の未婚の子にあたる方、ご契約のお車に搭乗中の方などが、自動車事故によって死傷したり財物の損壊などの損害を被った場合に、相手方への損害賠償請求に必要となる弁護士費用などに対して、300万円を限度に保険金をお支払いします。(法律相談料については10万円を限度にお支払いします。)

・ファミリーバイク特約
記名被保険者ご本人、その配偶者またはこれらの方の同居の親族もしくは別居の未婚の子にあたる方が、原動機付自転車を運転中に起こした事故について、ご契約のお車の補償内容にしたがい、対人賠償、対物賠償および自損事故保険を適用して、保険金をお支払いします。

2 保険のしくみ

(1) 保険の制度

保険は偶然な事故による損害を補償するための制度で、多くの方々がそれぞれのリスクに応じて保険料を拠出し、万一の事故が発生し損害を被った場合に保険金を受け取る相互扶助の制度です。

偶然な事故により、一人ひとりにどれくらいの頻度でどれだけの損害が発生するかを予測することはできませんが、大人数の集団になれば、過去の統計から事故の発生頻度や損害の合計額を予測することが可能であり(「大数の法則」といいます。詳しくは、巻末の「損害保険用語の解説」をご覧ください。)、このような手法から保険料は算定されます。

これにより、ご契約された方々はわずかな負担により、いざというときの大きな補償を得ることができるため、保険の制度は安定した個人生活や企業運営のうえで、なくてはならないものとなっています。

(2) 保険契約の性格

保険契約は保険会社が保険事故による損害に対し保険金をお支払いすることを約束して、ご契約された方はその対価として保険料を支払うことを約束する契約です。(このような契約を「有償・双務契約」といいます。)

さらに、保険契約はご契約された方と保険会社の合意のみで成立する契約でもありますが(このような契約を「諾成契約」といいます。)、当社では、契約締結の証として「保険証券」をご契約された方にお送りしています。(証券省略割引が適用された場合は、「保険証券」省略に関するご案内のハガキをお送りしています。)

(3) 再保険について

再保険は、保険金支払責任の一部を他の保険会社に移転する仕組みで、巨額の保険金支払いが予測される場合にリスクを分散することを目的としています。再保険は、保険会社間で行う保険取引であり、他の保険会社にリスクを移転することを「出再」、逆に他の保険会社からリスクを引き受けることを「受再」といいます。

再保険に関する当社の方針については、「Ⅲ. 3. 戦略的リスク経営(ERM)」をご覧ください。

3 約款

(1) 約款の位置づけ

保険は目に見えない無形の商品であるため、書面で契約内容を目に見えるようにしたものが約款であり、これによりご契約された方・保険の補償を受けられる方と保険会社の双方の権利と義務の内容が明確化されます。

約款は、基本的な契約内容を定めた「普通保険約款」と、「普通保険約款」で定められた事項を特別に補充・変更する「特約」から構成されます。

(2) ご契約時の留意点

ご契約にあたっては、保険契約の内容について十分ご説明することにしていますが、ご不明な点がございましたら、当社までお気軽にお問い合わせください。

なお、当社の保険契約においては、「保険証券」(証券省略割引が適用された場合は、「保険証券」省略に関するご案内のハガキ)が到着した際に、保険証券またはウェブサイトでご契約内容を再度ご確認いただき、ご契約を撤回することもできます。(「クーリングオフ制度」といいます。後記「5. (1) 契約締結のしくみ」をあわせてご覧ください。)

(3) 約款に関する情報提供方法

商品概要については各種パンフレットおよび公式ウェブサイトにて、ご契約にあたり特によく理解していただく必要のある事項については「重要事項説明書」にてご案内しています。

「重要事項説明書」は、保険商品の内容をご理解いただくための事項である「契約概要」と、ご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項である「注意喚起情報」などから構成されています。

特に「注意喚起情報」は、保険契約のお申込みに際して事実を正確にご申告いただく義務(「告知義務」といいます。)、ご契約後に重要な事項について変更が生じたときには保険会社に遅滞なくご連絡いただく義務(「通知義務」といいます。)、保険金がお支払いでき

ない主な場合、保険契約を解約される際の解約返戻金の取扱いなど、ご契約者に必ず目を通していただく必要のある事項となっています。

また、約款については「ご契約のしおり」にてご案内しています。

これらの資料のお取寄せについては、お気軽に当社までお申し付けください。また、「重要事項説明書」および「ご契約のしおり」につきましては、公式ウェブサイト（www.sonpo24.co.jp）からご覧いただくこともできます。

4 保険料

(1) 保険料の収受・返還

当社では保険料を所定の払込期限までに一括でお支払いいただくこととしており、保険期間が開始しても、当社が保険料を領収する前に生じた事故については、原則として保険金をお支払いできません。

保険期間中に保険契約の内容に変更が生じたときは、残りの保険期間および変更内容に応じて保険料を追加でご請求したり、保険料の一部を返還することがあります。また、保険契約が解約されたときは、残りの保険期間に応じて保険料の一部を返還します。（残りの保険期間によっては、保険料を返還できないことがあります。）

(2) 保険料率

保険料は、保険金の支払いにあてられる部分の「純保険料率」と保険事業の運営に必要な経費にあてられる部分の「付加保険料率」の2つの保険料率から成り立っています。

自動車保険の純保険料率については、個々の保険会社が金融庁より認可を受けたものを使用することとなっています。

5 保険募集

(1) 契約締結のしくみ

当社では、媒介代理店、テレビ・雑誌などのマスメディアおよび公式ウェブサイト等を通じて、お客さまに当社自動車保険をご案内しています。保険契約のお申込みは、公式ウェブサイトまたはダイレクトアドバイスセンターにて受け付けています。

当社では、ご契約手続きに対するお客さまのご負担を軽減させるため、公式ウェブサイト上で所定の事項をご入力いただくか、お電話でご申告いただくだけでご契約のお申込み手続きが完了し、「申込書」等の書類のご提出を不要とするしくみとしています。なお、媒介代理店が当社自動車保険の内容やお見積りなどをご案内した場合でも、お客さまご自身によるお申込み手続きが必要となります。

公式ウェブサイトでお申込みいただく際には、ご契約締結前に「重要事項説明書」を必ずご確認いただけるようなしくみとしています。また、資料やお見積書などをお送りする際にも「重要事項説明書」を同封し、ご契約いただくうえで特に重要な事項をお客さまにお知らせしています。

保険料のお支払いは、クレジットカード払・コンビニ払・金融機関振込払の3種類をご用意しています。

「保険証券」は、ご契約手続きが完了した時点で郵送にてお送りしています（証券省略割引が適用された場合は、「保険証券」省略に関するご案内のハガキをお送りしています）。また、すべてのご契約について、「保険証券」（または「保険証券」省略に関するご案内のハガキ）到着の翌日から7日以内であればご契約の撤回ができる「クーリングオフ制度」を採用しています。

(2) 契約内容の確認に関する取組みの概要

当社では、お客さまのニーズを確実にご契約に反映し、正しいご契約内容としていただくために、お客さまとダイレクトアドバイスセンターとの間の通話の際の確認手順において、運転者の年齢条件など、重要なご契約内容について十分な確認を行うようにしています。公式ウェブサイトでご契約をお申込みいただく場合、契約締結前にご契約内容を確認いただくための画面を表示し、お客さまに十分にご確認いただくようにしています。

また、お見積書、保険証券またはご継続案内書をお送りする際に各書面の見方を解説したシートを同封し、お客さまに改めてお見積内容またはご契約内容をご確認いただくようにしています。

(3) 代理店について

①役割と業務内容

代理店は、当社との間に締結した損害保険代理店委託契約に基づき、保険会社に代わりお客さまへの保険契約の勧誘、お申込み手続きの説明、公式ウェブサイトまたはダイレクトアドバイスセンターへの誘導などの募集活動を行うことを主たる業務としています。

なお、当社の代理店は保険契約締結の媒介のみを行っており、保険契約の締結、保険料の受領、契約内容が変わった場合のご通知の受領などの権限はありません。

②代理店登録

代理店として損害保険募集を行うためには、代理店委託契約を締結するだけではなく、保険業法に基づき財務局に登録しなければなりません。また「代理店の役員・使用人」として保険募集を行う人も財務局に届け出なければなりません。

③代理店教育

当社では、保険募集に関するコンプライアンスや販売知識などの研修を通じて、法令などにのっとった募集活動を行うとともに、お客さまニーズを的確に把握し、質の高いサービスを提供できる代理店の育成に努めています。

また、代理店登録または募集人届出を行う場合には、業界の自主ルールにのっとり、日本損害保険協会が実施する「損害保険募集人一般試験（基礎単位）」の合格を要件とするなど、当社保険募集の品質向上と消費者保護の徹底に努めています。

④代理店数

2018年3月31日現在、当社の取扱代理店は3,675店です。

(4) 当社の勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づく「勧誘方針」を以下のとおり定め、お客さまの視点に立った販売活動に努めています。

勧 誘 方 針

私たちは、次に掲げるルールを守り、お客さまの満足を第一とする営業活動に努めます。

1. 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法その他の関係法令・諸規則等を遵守するのはもちろんのこと、商品をおすすめする際にはお客さま自身の判断において適切な商品をお選びいただけるよう、判りやすい説明をこころがけるとともに、商品内容やリスク内容等の重要事項等について十分な説明を行います。また、お客さま一人ひとりのご要望を十分考慮し、ふさわしい商品の提供に努めます。
2. 当社商品の勧誘は、原則としてお客さまからいただくお電話に基づき行いますが、それ以外の場合でも、お客さまの立場にたって、場所や時間帯に十分配慮した営業活動を行います。
3. 当社インターネットホームページにつきましては、お客さまにとってわかりやすく、見やすく、安心してご利用いただけるよう内容の充実に努めます。
4. お客さまのプライバシーに十分配慮し、お客さまに関する情報については厳正な取り扱いを行います。
5. 保険事故が発生した場合におきましては、保険金の支払に際し、「迅速・親切・適正」に処理するよう努めてまいります。
6. 教育・研修体制の充実により人材の育成をはかるなど、お客さまの信頼にお応えするために今後とも努力してまいります。

6 保険金のお支払い

万一お客さまが事故にあわれた場合、丁寧かつ迅速なサービスをお客さまに提供することを基本方針としています。損害保険ジャパン日本興亜株式会社の全国約220か所（2018年7月1日現在）のネットワークと連携し、きめ細かい事故解決サービスを提供しています。

保険金お支払いのしくみ

事故が発生してから保険金をお支払いするまでの流れは、事故の状況・内容などによってさまざまですが、一般的な手順は以下のとおりです。

●事故受付

当社では24時間365日、専門のスタッフが事故受付を実施しており、お客さまは全国どこからでも、通話料無料にてご連絡いただけます。

また、事故発生のご連絡を受けた際、お客さまに適切なアドバイスや今後の流れなどについてご説明します。

▼

●初期対応

お客さまへ適切な保険金請求のご案内を実施し、事故解決までの流れをご説明しています。また、事故の相手方、関係者等へのご連絡を行います。

▼

●損害の確認・事故折衝対応

事故状況や損害状況の確認・事故折衝対応を行います。

なお、事故の相手方にお支払いする損害がある場合、当社がお客さまに代わって示談交渉を行います。示談交渉につきましては、お客さまと事前にお打合せを行い、進捗状況については定期的にお客さまへお伝えします。

▼

●保険金のお支払い

示談成立後、速やかに保険金をお支払いします。状況に応じて、お客さまや相手方からの請求書類などを省略（電話による確認）して、迅速な保険金のお支払いを実施します。

7 トラブル時の各種サービス

(1) 24時間事故受付サービス

24時間365日、年中無休の事故受付

自動車事故が発生した場合、24時間365日（夜間・休日を問わず）全国どこからでもご連絡いただけます。

経験豊富な受付担当者が適切にアドバイス

カスタマーサービスの研修を受けた事故受付担当者がお客さまに必要なアドバイスを行うことで、安心のサービスをご提供します。

24時間365日 **0120-119-007**（携帯・PHSからも通話無料）へご連絡ください。
耳や言葉の不自由なお客さま専用Fax **0120-102-218**

(2) ロードサービス

日本全国約9,500か所の拠点で安心

当社の自動車保険のすべてのご契約車両には、ロードサービスがセットされています。
約9,500か所（2018年7月1日現在）のロードサービス拠点は日本全国を網羅し、お客さまのカーライフをサポートします。

24時間365日、年中無休の対応

自動車事故の際の緊急対応はもちろん、突発的な故障からキー閉じ込みなどを幅広くサポートし、24時間365日（夜間・休日を問わず）、全国どこからでもご利用いただけます。

ＧＰＳ現在位置特定サービス

ドライブ中の事故や故障によりロードサービスをご利用される際に、スマートフォン等のＧＰＳ機能により、お客さまの現在位置を特定するサービスです。本サービスをご利用いただくことで旅行先などお客さまが不慣れな場所でトラブルにあわれた場合でも、迅速にロードサービスをご提供します。

ロードサービス内容

レッカーサービス

トラブルサポートサービス

- キー閉じ込み
- 落輪の引き上げ
- バッテリーあがり
- ガス欠時の燃料補給
- パンク時のスペアタイヤ交換作業
- プラグ、ヒューズの取り替え
- 冷却水の補充
- オイル漏れ点検・補充
- その他の緊急サービス

アクシデントサポートサービス

- 宿泊費用サポート
- 帰宅交通費サポート
- レンタカー費用サポート
- 旅行キャンセル費用サポート
- ペットケアサポート
- 修理完了車の自宅無料配送サポート

オペレーションサービス

- 緊急連絡代行
- 案内サービス

（注）1. ロードサービスのご利用は、事前にロードサービス（0120-119-117）へのご連絡が必要です。ご連絡なくご自身で業者を手配された場合などは、無料サービスの対象外となります。
2. ロードサービスは、ご契約のお車のみが対象となります。ファミリーバイク特約により補償する原動機付自転車などは対象となりません。
3. ロードサービスは保険による補償そのものではなく、当社の委託先会社から提供されるサービスです。ここに記載のあるほか、各種サービスには所定の条件があり、サービスにより一部有料となる場合があります。
4. サービスカーの出動が困難な場所でのトラブルには対応できない場合があるほか、気象状況・交通事情により到着に時間がかかる場合があります。
5. 車両保険をご請求される事故により、レッカーサービスなどを利用された場合はその費用を車両保険金から支払うことがあります。
6. ロードサービスの内容は、予告なく変更する場合があります。

24時間365日 **0120-119-117**（携帯・PHSからも通話無料）へご連絡ください。

(3) 提携修理工場ネットワーク

提携修理工場のサービス内容

全国約800か所（2018年7月1日現在）の修理工場と提携し、品質の高いさまざまなサービスをご提供しています。車両保険にご加入されていないお客さまがご自身のご負担にて修理される場合も、これらのサービスをご利用いただけます。

無料代車サービス

優先修理サービス

(注) 1. 工場の混雑状況によって提供までにお時間をいただく場合があります。
2. ご使用期間中のガソリン代はお客さまのご負担となります。

無料引取・納車サービス

無料洗車サービス

永久保証サービス

(注)お客さまがお車を手放した場合は保証が失効します。

(4) ガラス修理専門業者のご紹介

ガラスのみの修理の場合、当社が提携する自動車ガラスの専門業者のサービスをご利用いただけます。作業スペースが確保できる場所であればお客さまのご指定先への出張修理が可能です。

※ 一部、出張対応ができない地域があります。
※ 作業スペース、天候などにより出張作業ができない場合があります。
※ 提携修理工場ネットワークとは異なります。ガラス以外の修理は対応できません。
※ 原則としてご指定の場所で出張作業を行うため、提携修理工場ネットワークのサービスはご利用いただけません。

8 お客さまとのコミュニケーション

当社は、すべての活動の原点をお客さまに置き、お客さまの声を当社運営を進めていくうえでの原動力と位置づけ、以下の対応方針にのっとり対応しています。

お客さまの声　対応方針

《基本理念》

お客さまの声を真摯に受け止め、迅速・適切に対応するとともに、お客さま第一をあらゆる業務の基点とし、積極的に企業活動に活かします。

《対応方針》

1. お客さまの声を感謝と誠意を持って積極的に受け止め、すべての部門において最優先の課題と認識して、公平・公正・迅速・適切かつ誠実にお客さまの声に対応します。
2. お客さまにとって負担のかからない、利用しやすいお客さまの声受付窓口を設置し、窓口の連絡先、ご利用方法などを広く周知し、お客さまの声の受付および対応の充実に努めます。
3. お客さまの声を通じて得られた個人情報、機密情報等の情報の機密保持を徹底します。
4. お客さまの声に関する情報を適宜、適切に集計・分析し、広く開示し、透明性のあるお客さまの声対応を実施します。
5. お客さまの声を商品・サービス・業務運営の向上へ積極的に活かし、お客さまの声対応管理態勢を継続的に向上します。

(1) お客さまの声を業務改善・品質向上に活かす体制

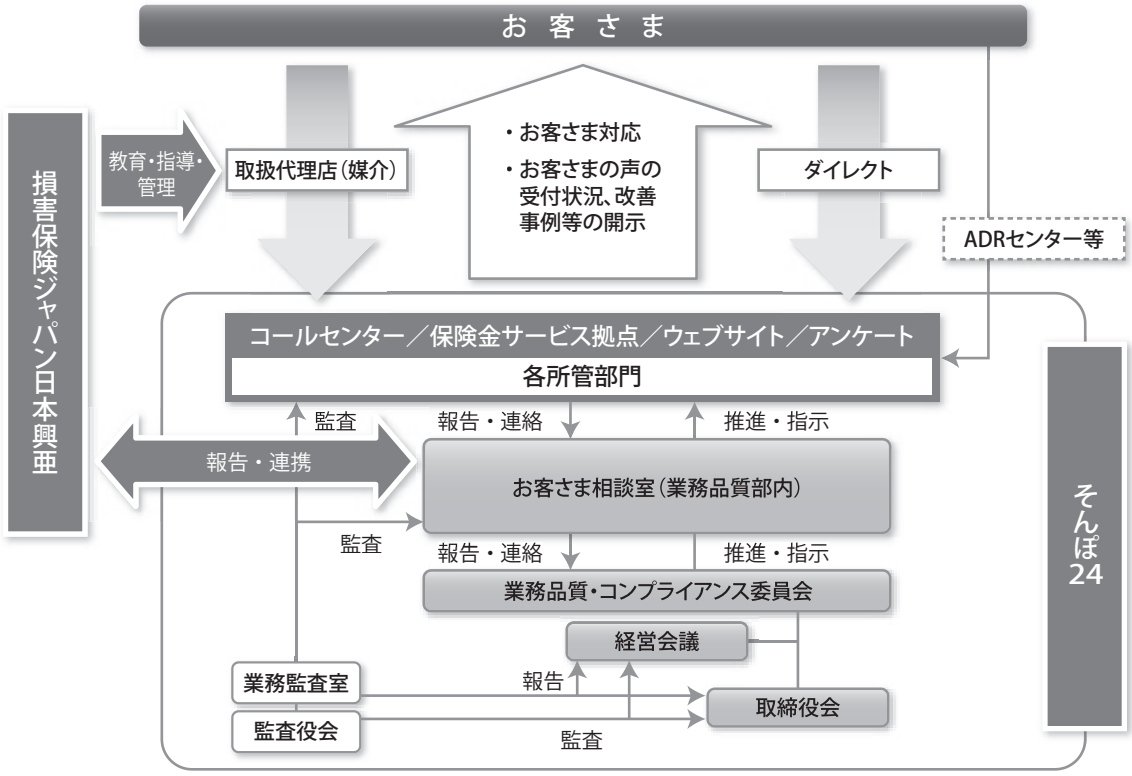

●お客さま相談室（業務品質部内）

受け付けた「お客さまの声」の対応状況の全社的な管理・統括を行い、深度ある原因分析と実効性のある再発防止策および業務改善策の策定・実行を所管部門に指示します。

また、「お客さまの声」の傾向やお客さまアンケート結果を集計・分析し、業務品質・コンプライアンス委員会に報告します。

●業務品質・コンプライアンス委員会

お客さま相談室で集計・分析した「お客さまの声」の傾向やお客さまアンケート結果の報告を受けて、会社として取り組むべき課題を明確にします。

所管部門で策定・実行した再発防止策および業務改善策の妥当性・有効性についてお客さま視点で検証し、必要と判断した場合には、スピード感のある抜本的対策を実行するよう所管部門に指示します。

(2) お客さまの声の受付状況

●業務の改善に向けて

2017年度は1,052件のお客さまの声（苦情）を受け付け、そのうち680件については再発防止に努め、その他のご意見・ご要望につきましても業務の改善・お客さまのニーズにあった商品・サービスの開発に活かしています。

●よりよい事故対応サービスに向けて

保険金をお支払いしたお客さまに対して、当社の事故対応に関する満足度をお聴きするアンケートを継続的に実施しています。結果は損害サービス部で精査し、事故対応の業務改善に活かしています。

2017年度に実施したアンケートでは、3,066件のご回答をいただきました。

●ロードサービスの向上に向けて

ロードサービスをご利用いただいたお客さまの中から一部の方にご協力いただき、サービスに関するアンケートを継続的に実施しています。

結果は、ロードサービス委託会社とも共有し、サービス内容の改善に活かしています。

＜お客さまの声（苦情）の受付状況＞

お客さまの声の区分		代表的な事例	2017 年度受付件数
ご契約の手続き			
	お見積り・ご契約手続き	説明不足・手続き誤りなど	35
	ご継続手続き	継続の案内がない/遅い	19
	保険料の計算誤り		20
	ご契約の引受け		14
	募集行為		35
	接客マナー		36
	その他	ウェブサイトのわかりやすさ向上など	176
商品・サービス			
	商品・サービス	商品内容・サービスの拡充など	103
	お客さま向けツール（パンフレットなど）	わかりにくい、字が小さいなど	37
ご契約の管理			
	保険証券		9
	保険料のお支払い		54
	変更手続き	手続き誤りなど	89
	解約手続き	説明不足など	21
	接客マナー		9
	その他		17
保険金のお支払い			
	お支払額	説明不足など	38
	連絡・対応	連絡遅れなど	169
	お支払いの可否		13
	接客マナー		39
	その他		99
個人情報に関するもの			
	個人情報に関するもの		6
その他			
	その他		14
合　　計			1,052

(3)「お客さま本位の業務運営方針」の策定

当社は、2017年3月に金融庁から公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」をふまえ、「お客さま本位の業務運営方針」を策定し、2017年9月1日に表明しました。

2018年6月に「消費者志向自主宣言」を統合して「お客さま本位の業務運営方針」を更新しました。当社は、お客さま本位の業務運営を実現し、定着させるとともに、すべてのステークホルダーに対して企業としての社会的責任を果たしていきます。

お客さま本位の業務運営の浸透・定着に向けた、各方針に定める2017年度の取組みなど、詳しくは、当社公式ウェブサイト「お客さま本位の業務運営方針」(http://www.sonpo24.co.jp/other/customer-first.html)をご覧ください。

(4) お客さまの声を商品・サービスの改善に活かすための取組み

2017年度に実施しましたお客さまの声を反映した主な取組み内容は次のとおりです。

お客さまの声	実施内容
封筒表面に内容物をわかりやすく印字してほしい。	保険証券をお送りする封筒を専用封筒に変更しました。専用封筒には「自動車保険証券在中」と印字してあります。
保険料の支払いを「コンビニ払(スマートピット)」にした際も、振込用紙が送付されると思っていた。	「コンビニ払(スマートピット)」は、振込用紙を使用しない保険料の支払方法です。 そのため、当社ウェブサイトのお支払方法の選択画面、ならびにお申込みの最終画面にて振込用紙が送付されないご案内を強調しました。
ウェブサイトで見積り後、そのまま契約にすすむ際はログインID/パスワードの入力を不要にしてほしい。	契約手続きの際に、ログインID/パスワードの設定画面を省略し、お客さまの手間を軽減しました。
IP電話から事故の連絡(0120-119-007)ができるようにしてほしい。	フリーダイヤルに繋がらないIP電話等をお持ちの方に対する対応として、2017年11月10日(金)から事故のご連絡用回線に一般回線(087-883-6208)を設置しています。 本回線は通話料有料となりますので、フリーダイヤルへの発信が可能なIP電話をお持ちの場合、0120-119-007(通話料無料)までご連絡ください。
車両入替の際に、車検証の提出が面倒である。	お車の変更(車両入替)や新たに取得したお車でのご契約の際の車検証のご提出を原則不要としました。
保険料を月払いで払いたい。	クレジットカード払の支払回数に、12回払を追加しました。 ※ご利用いただけるお支払回数はクレジットカード会社により異なります。

(5) お客さまの声を承る窓口

以下の窓口にてお客さまの声を承っています。いただいたお客さまの声につきましては迅速・適切な対応を行い、業務の改善に活かしています。

公式ウェブサイトにおいてもお客さまの声を承っています。

■「ご相談・苦情」については

0120-474-024（携帯・PHSからも通話無料）　受付時間：平日9：00～17：00

また、中立・公正な立場で問題を解決する、下記の損害保険業界関連の紛争解決機関においても、損害保険に関わる各種問題の解決が図られています。

手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽＡＤＲセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）」を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

お客さまは、当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽＡＤＲセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会そんぽＡＤＲセンターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）　0570-022808

IP電話から03-4332-5241

（受付時間：平日9：15～17：00）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のウェブサイト（http://www.sonpo.or.jp/）をご参照ください。

そんぽＡＤＲセンター以外の損害保険業界関連の紛争解決機関

「一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構」

自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払いをめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者などで構成する紛争処理委員が、自賠責保険（自賠責共済）の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のウェブサイト（http://www.jibai-adr.or.jp）をご参照ください。

「公益財団法人交通事故紛争処理センター」

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国11か所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのウェブサイト（http://www.jcstad.or.jp）をご参照ください。

Ⅲ 健全な経営

1 コーポレート・ガバナンス態勢

当社は株主総会において4名の取締役を選任するとともに、監査役制度を採用し、2名の社外監査役を選任しています。

また、当社の重要な業務遂行を決定する機関として、取締役会を設けています。

当社は、ガバナンス強化を目的として執行役員制度を導入し、会社全体の意思決定と各部門の業務執行の役割とを分離し、取締役会のスリム化を通して迅速で効率的な経営を図っています。（取締役および執行役員の担当業務につきましては、「Ⅰ.5.(1)役員の状況」をご覧ください。）

また、取締役会によって決定された経営の基本方針に基づき、会社経営全般にわたる業務の執行および統制に関する協議ならびに連絡機関として経営会議を設けています。

2 内部統制

当社は、業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上に資するため、関連諸法令およびグループ経営理念等を踏まえ、「内部統制基本方針」を取締役会において決議しています。

なお、本基本方針に基づく統制状況について適切に把握および検証し、体制の充実に努めています。

内部統制基本方針

1．ＳＯＭＰＯホールディングスグループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社およびその親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

（1）グループ経営理念、グループ行動指針、目指す企業グループ像、グループ経営基本方針、グループ人事ビジョン、グループＣＳＲビジョンを社内に示します。

（2）損害保険ジャパン日本興亜株式会社との間で経営管理に関する覚書を締結し、同社に対して適切に承認を求めるとともに、報告を行います。

（3）経営判断に必要な情報収集・調査・検討等を行う体制を整備するとともに、社外取締役への的確な情報提供等を通じて経営論議の活性化を図り、グループの経営管理等に関する重要事項の経営判断の適正性を確保します。

（4）「ＳＯＭＰＯホールディングスグループ グループ内取引管理基本方針」に従い、重要なグループ内の取引等を適切に把握および審査し、グループ内における取引等の公正性および健全性を確保します。

2．職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、執行役員および使用人（以下、「役職員」といいます。）の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

（1）取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて、役職員の職務の執行が法令等に適合していることを確認します。

（2）「ＳＯＭＰＯホールディングスグループ コンプライアンス基本方針」に従い、コンプライアンス体制を整備します。また、役職員の行動基準として、コンプライアンス・マニュアルを整備し、「ＳＯＭＰＯホールディングスグループ コンプライアンス行動規範」とあわせて周知徹底を図り、これらに基づく教育および研修を継続して実施します。

（3）コンプライアンスに関する統括部署を設置し、コンプライアンス課題への対応計画等を定めるコンプライアンス・プログラムの進捗を管理します。また、コンプライアンスの推進体制・方法等について検討するとともに、コンプライアンス推進状況のモニタリングを行います。

（4）不祥事件等の社内の報告、内部通報等の制度を整備するとともに、是正等の対応を的確に行います。

（5）「ＳＯＭＰＯホールディングスグループ お客さまの声対応基本方針」に従い、お客さまの声を積極的に分析し業務品質の向上に活用するなど、実効性のあるお客さまの声対応体制を構築します。

（6）「ＳＯＭＰＯホールディングスグループ お客さまサービス適正管理基本方針」に従い、お客さまに提供する商品・サービスの品質の維持・向上に努めるなど、お客さまサービスの適正を確保する体制を構築します。

（7）「ＳＯＭＰＯホールディングスグループ 顧客情報管理基本方針」に従い、お客さまの情報を適正に取得・利用するなど、顧客情報の管理を適切に行います。

（8）「ＳＯＭＰＯホールディングスグループ セキュリティポリシー」に従い、情報資産のセキュリティを確保するために講じるべき基本的な事項を明らかにするなど、情報資産に関する適切な管理体制を確保します。

（9）「ＳＯＭＰＯホールディングスグループ 利益相反取引管理基本方針」に従い、お客さまの利益が不当に害されるおそれが類型的に認められる取引を管理するなど、顧客の利益が不当に害されるおそれのある利益相反取引の管理を適切に行います。

（10）「ＳＯＭＰＯホールディングスグループ 反社会的勢力対応基本方針」に従い、反社会的勢力からの不当要求の拒絶および関係の遮断に向けて、外部専門機関とも連携し、組織として毅然と対応するなど、反社会的勢力への対応

体制を整備します。

3．戦略的リスク経営に関する体制

当社は、「ＳＯＭＰＯホールディングスグループ ＥＲＭ基本方針」に従い、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、グループの企業価値の最大化を図ります。その実現のために、ＥＲＭ「戦略的リスク経営」に関する体制を整備するとともに、リスクの把握および評価を含む適切なリスク管理を行います。

4．職務の執行が効率的かつ的確に行われることを確保するための体制

当社は、役職員の職務執行が、効率的かつ的確に行われる体制を確保するため、次のとおり、職務執行に関する権限、決裁事項および報告事項の整備、指揮命令系統の確立、ならびに経営資源の有効活用を行います。

（1）ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社が定めるグループの経営計画に基づき自社の経営計画を策定します。
（2）重要な業務執行に関する事項について経営会議で協議し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図ります。
（3）取締役会の決議事項および報告事項を整備することで取締役会の関与すべき事項を明らかにします。
（4）規程を整備し、社内組織の目的および責任範囲を明らかにするとともに、組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等を定めます。
（5）「ＳＯＭＰＯホールディングスグループ ＩＴ戦略基本方針」に従い、ＩＴマネジメント態勢を整備し、システム計画を策定、遂行するなど、信頼性・利便性・効率性の高い業務運営を実現するための的確かつ正確なシステムを構築します。
（6）「ＳＯＭＰＯホールディングスグループ 外部委託管理基本方針」に従い、外部委託開始から委託解除までのプロセスに応じて外部委託に関する管理を行うなど、外部委託に伴う業務の適正を確保します。
（7）「ＳＯＭＰＯホールディングスグループ 資産運用基本方針」に従い、当社の運用資金の性格を勘案し安全性・流動性・収益性を踏まえるなど、リスク管理に十分に留意した資産運用を行います。
（8）「ＳＯＭＰＯホールディングスグループ 業務継続体制構築基本方針」に従い、大規模自然災害等の危機発生時における主要業務の継続および早期復旧の実現を図る体制を整備するなど、有事における経営基盤の安定と健全性の確保を図ります。
（9）課題別に専門的・技術的な観点から審議を行うために取締役会または経営会議の諮問機関として課題別委員会を設置します。

5．財務の健全性および財務報告の適正性を確保するための体制

（1）当社は、「ＳＯＭＰＯホールディングスグループ 財務の健全性・保険計理の管理基本方針」に従い、財務の健全性を確保するための管理体制を整備します。
（2）当社は、「ＳＯＭＰＯホールディングスグループ 財務報告に係る内部統制基本方針」に従い、ＳＯＭＰＯホールディングスグループの連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するために、必要な体制を整備します。

6．取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理するため、取締役会等の重要会議の議事録および関連資料その他取締役および執行役員の職務執行に係る情報を保存および管理する方法を規程に定め、これに必要な体制を整備します。

7．内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、「ＳＯＭＰＯホールディングスグループ 内部監査基本方針」に従い、規程の制定、計画の策定等の事項を明確にし、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備します。

8．監査役の監査に関する体制

当社は、監査役の監査の実効性の向上を図るため、以下の体制を整備します。

8－1．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役から求められた場合は、必要な知識・経験を有する専属の者を監査役スタッフ（監査役の職務を補助すべき使用人）として配置します。また、監査役スタッフを配置する場合には、監査役スタッフに関する規程を定め、次のとおり監査役スタッフの執行からの独立性および監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性を確保します。

（1）監査役スタッフの選任、解任、処遇の決定等にあたっては常勤監査役の同意を得ることとし、監査役スタッフの人事上の評価は常勤監査役の同意を求めることにより、取締役からの独立性を確保します。
（2）監査役スタッフはその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役および執行役員等から指揮命令を受けないこととします。
（3）監査役スタッフは、監査役の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することとします。

8－2．監査役への報告に関する体制

（1）当社は、監査役会の同意のもと、役職員が監査役に報告すべき事項（職務の執行に関して法令・定款に違反する重大な事実もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を含む）および時期を定めることとし、役職員は、この定めに基づく報告、その他監査役の要請する報告を確実に行います。
（2）当社は、役職員が監査役に報告を行ったことを理由として、役職員に対して不利益な取扱いをしないこととします。
（3）監査役が取締役または執行役員の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役または執行役員は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に報告します。

8－3．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他重要な会議に出席し、意見を述べることができるものとします。
（2）監査役が、取締役、執行役員、内部監査部門、会計監査人およびその他監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。また、役職員は監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の報告を行います。
（3）重要な会議の議事録その他の重要書類等（電磁的記録を含む）の閲覧について、監査役の求めに応じて対応します。
（4）ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社および損害保険ジャパン日本興亜株式会社の監査役の求めに応じて、当社監査役との連携および当社役職員からの情報収集の機会を確保します。
（5）監査役が、その職務の執行について生ずる費用の請求をした場合は、監査役の求めに応じて適切に処理します。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要については、次のとおりです。

（1）内部統制システム全般

当社は、内部統制システムの整備・運用状況について取締役会で確認し、必要に応じて内部統制システムの充実・強化に向けた改善取組みを実施しています。

（2）当社およびグループ会社の業務の適正を確保するための体制

・当社は、承認報告制度に基づき、経営計画等の重要事項についてグループ内の承認を得るとともに、計画の進捗状況やリスク事象の発生等について報告をし、グループ方針等を踏まえて、適宜対策を講じるなど、当社の業務の適正を確保するための体制を整備しています。
・当社は、グループの各種基本方針に基づき、体制整備や業務運営を行うなど、業務の適正の確保に努めています。

（3）コンプライアンス体制

・当社は、年度のグループコンプライアンス推進方針に基づき、計画的にコンプライアンスの推進に取り組んでいます。
・当社は内部通報・内部監査等の制度を整備し、法令違反その他の不適切事象の早期発見に取り組んでいます。
・内部通報においては、グループ共通の内部通報窓口として「コンプライアンスホットライン」を第三者機関に設けており、内部通報窓口とともに内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知し、その実効性の向上を図っています。
・不適切事象を把握したときは、適切に対応するとともに、承認報告制度に基づいた報告を行い、必要に応じてグループとしての支援・指導を受けています。
・当社は、業務品質・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス課題への対応状況等、コンプライアンスの推進状況について審議を行い、その取組みの妥当性を検証しています。

（4）戦略的リスク経営（ＥＲＭ）に関する体制

・当社は、経営戦略や「グループ　ＥＲＭ基本方針」を周知徹底するとともに、当該基本方針を踏まえた規程を整備するなど、業務内容、規模、特性に応じた戦略的リスク経営に関する体制を整備しています。
・当社は、「グループ　リスク選好」を踏まえて事業計画を策定するとともに、リスク許容度を遵守して健全性を確保しながら事業運営を行い、事業計画における利益目標の達成を目指しています。また、経営環境の変化や計画の進捗状況等を定期的に確認し、必要に応じて事業計画等の見直しを行うＰＤＣＡサイクルに基づいて戦略的リスク経営を実践しています。
・当社は、リスクアセスメントを起点として、あらゆる源泉から生じる重大なリスクを特定し、分析、評価、コントロールするリスクコントロールのプロセスを構築し、運営しています。特に重大なリスクであるトップリスクについては、リスクオーナー（役員クラス）を定め、対応策の実施、進捗状況に対する責任を明確にし、その実効性の向上を図っています。
・当社は、経営会議等において戦略的リスク経営の実践および高度化について経営論議するとともに、ＥＲＭ委員会において、実効性のあるリスク管理態勢の構築・整備について経営論議を行っています。

（5）取締役職務執行体制

・当社は、グループベースの計画と整合する中期経営計画および年度計画を策定し、グループの中期経営計画および年度計画と併せて社内で共有しています。
・経営計画およびこれに伴う予算の編成等、重要な業務執行に関する事項および経営に重大な影響を与える事項については、経営会議で十分に協議し、取締役会での審議の効率性・実効性の向上を図っています。

（6）監査役の監査体制

・当社は、監査役への報告に関する規程を策定し、役職員から職務の執行状況等に関して定期的に報告を行っているほか、監査役から要請を受けた事項について、随時速やかに報告を行っています。
・当社は、監査役が経営会議その他自らが必要と認めた重要会議に出席して意見陳述を行う機会を確保しています。
・当社は、監査役が会計監査人および内部監査部門と監査結果等に関する情報交換を行う機会を確保しており、監査役は実効的かつ効率的に監査を実施しています。
・当社は、監査役と代表取締役との定期的な会合を設けており、両者は課題認識等について意見交換を実施しています。また、監査役は取締役等に対する往査等を実施しています。

3 戦略的リスク経営（ERM）

当社は、企業価値の最大化を目的とする戦略的リスク経営（ERM：Enterprise Risk Management）の観点から、リスクを適切に把握、評価、コントロールし、リスク発現の際に的確に対応できる態勢を整備しています。

戦略的リスク経営（ERM）に関する態勢

SOMPOホールディングスは、グループベースの戦略的リスク経営に関する「グループ　ERM基本方針」を定めるとともに、経営戦略をERMの観点から体系化・明確化するため、リスクテイクの指針となる「グループ　リスク選好」を定めています。

当社は、「グループ　ERM基本方針」に基づき、当社における戦略的リスク経営の枠組みや各種リスクを統合して管理することなどの態勢を整備しています。さらに、戦略的リスク経営の運営に必要な組織体制、業務遂行に関する重要な事項について、「リスク管理規程」等で定めています。

- 取締役会は、「リスク管理規程」を制定するほか、「グループ　リスク選好」に沿って事業計画およびリスクテイク計画を策定しています。
- 経営陣がリスクの状況を把握したうえで、適切な意思決定を行うために、ERM委員会を設置しています。
- 経営に重大な影響を及ぼし得る保険引受リスク、資産運用リスク、オペレーショナル・リスクおよび流動性リスクについて、リスクを定性・定量の両面から評価し、適切にコントロールするリスク管理部門を定めています。また、リスク管理態勢を整備・推進するための部署として、業務品質部を設置しています。

戦略的リスク経営（ERM）の運営

1．戦略的リスク経営のPDCAサイクル

当社は、「グループ　リスク選好」をふまえて、事業の継続に必要な財務健全性の観点からSOMPOホールディングスが定めるリスク許容度の充足を前提として、事業計画を策定し（Plan）、収益を獲得するためにリスクテイクし（Do）、定期的に計画の進捗状況を確認し（Check）、必要に応じて対応策を策定・実施する（Action）、PDCAサイクルで戦略的リスク経営を運営しています。

2．リスクコントロールシステム

SOMPOホールディングスは、リスクアセスメントを起点として、グループを取り巻くリスクを網羅的に把握し、対応することができるよう、強固なリスクコントロールシステムを構築しています。当社はグループの枠組みに沿って、運営しています。

（1）トップリスク管理

「事業に重大な影響を及ぼす可能性があるリスク」をトップリスクと定義し、リスクオーナー（役員クラス）を定め、対応策の実施、進捗状況の管理に対する責任を明確にしています。

トップリスクは、リスクアセスメントによるリスクの洗い出しと評価を通じて選定しています。

（2）エマージングリスク管理

「環境変化等により新たに発現または変化し、将来、グループに大きな影響を及ぼす可能性のあるリスク」をエマージングリスクと定義し、リスクアセスメントや外部機関のレポートなどを通じてグループ横断で選定したうえで、適切に管理しています。

■戦略的リスク経営に関する体制

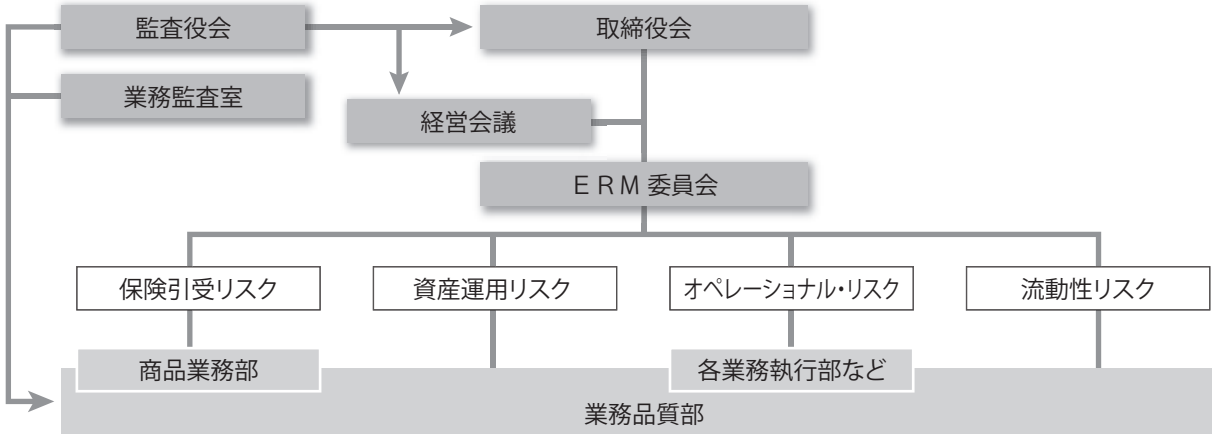

（3）自己資本管理

経営に影響を与える各種リスクを統一的な尺度で計測し、これを統合したリスク総量が、実質自己資本（経済価値ベースの資産と負債の差額をいいます。）を超過しないように、適切に管理することで、財務の健全性を確保しています。

（4）ストレステスト

経営に重大な影響を及ぼし得る事象を的確に把握・管理するために、ストレステストを実施し、資本およびリスクへの影響度を分析しています。

（5）リミット管理

特定与信先への与信集中、特定再保険者への出再集中について、リミットを設定し、超過しないよう管理しています。また、リミット超過時には対応方針を策定することにしています。

（6）流動性リスク管理

流動性リスクとは、財務内容の悪化などによる新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量ないし大口解約に伴う解約返れい金支出の増加、巨大災害での資金流出により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクや、市場の混乱などにより市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当社は、日々の資金繰り管理のほかに、巨大災害発生など、流動性リスク発現に伴う保険金支払いなどの資金流出額を予想し、それに対応できる流動性資産が十分に確保されるように管理しています。

リスクカテゴリー別の管理

1．保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクをいいます。

当社は、損害率などの指標を継続的にモニタリングし、保険料水準、商品内容、引受条件などについて、必要に応じて見直しを行っています。

また、保有限度額を設けるとともに、再保険を活用して、過度なリスクの集中を回避しています。

2．資産運用リスク管理

資産運用リスクとは、保有する資産・負債（オフ・バランスを含みます。）の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。

当社は、安定的な収益の確保を図るため、日本国債を中心に資産運用を行っています。

3．オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、社員・保険募集人などの活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当社は、オペレーショナル・リスクをさらに事務リスク、システムリスク、労務リスクおよび風評リスクに分類し、それぞれリスク管理部門を定めてリスク発現の防止および損失の最小化に努めています。

オペレーショナル・リスクの発現は、経営の健全性を損なう可能性があるだけでなく、お客さまの信頼を損なうものであることを全役職員が認識し、責任ある管理を行っています。

再　保　険

再保険について

再保険は、保険金支払責任の一部を他の保険会社に移転する仕組みで、巨額の保険金支払いが予測される場合にリスクを分散することを目的としています。再保険は、保険会社間で行う保険取引であり、他の保険会社にリスクを移転することを「出再」、逆に他の保険会社からリスクを引き受けることを「受再」といいます。再保険により調整され、最終的に自己が負う保険責任を「保有」といいます。

当社では、保有および再保険に関する基本方針に基づき、再保険（出再）取引を行っています。

出再の方針について

当社のお引受けしたご契約に関するリスクおよび再保険マーケットの状況等を考慮のうえ、出再にて保有するリスクの分散化と平均化を図っています。出再の手配に際しては、出再先の信頼性と再保険スキームの安定性を十分に勘案しています。

なお、当社で補償の対象となる巨大災害としては台風などの風水災がありますが、これに備えて当社では超過損害額再保険による出再を手配しています。

当社では限度額の約定において、風水災による過去の最大損害額（自動車保険）を基に算出した予想最大損害額までカバーされるようにしています。

受再の方針について

各保険会社が共同で設置した再保険プールに参加する場合を除き、当社は受再を行わない方針としています。

4 コンプライアンス（法令等遵守）態勢

保険会社は、社会性・公共性の高い事業であり、健全で適切な業務運営を確保するため、より高度なコンプライアンスが求められています。そのため、当社においてはグループの一員として、「SOMPOホールディングスグループ コンプライアンス基本方針」に基づき、コンプライアンス推進態勢を構築し、コンプライアンス重視の企業風土を高めることに努めています。

当社では、会社全体のコンプライアンス推進の年度計画である「コンプライアンス・プログラム」を取締役会にて策定し、各部門においては、このプログラムに沿ってコンプライアンスの推進に取り組んでおり、その取組み状況について業務品質・コンプライアンス委員会に定期的に報告することとしています。

また、従業員一人ひとりが、「SOMPOホールディングスグループ　コンプライアンス行動規範」に則り、コンプライアンスを大前提とした業務運営に努めており、常にお客さまから信頼いただける保険会社を目指しています。

業務品質部ではコンプライアンス・マニュアルを作成し、コンプライアンス研修などを通じ、全従業員へ周知・徹底を図るとともに、全社的なコンプライアンスの取組み状況を把握し、業務を適正に遂行するための諸施策を迅速・的確に実行できるよう、態勢を整備しています。

コンプライアンス（法令等遵守）体制の概要

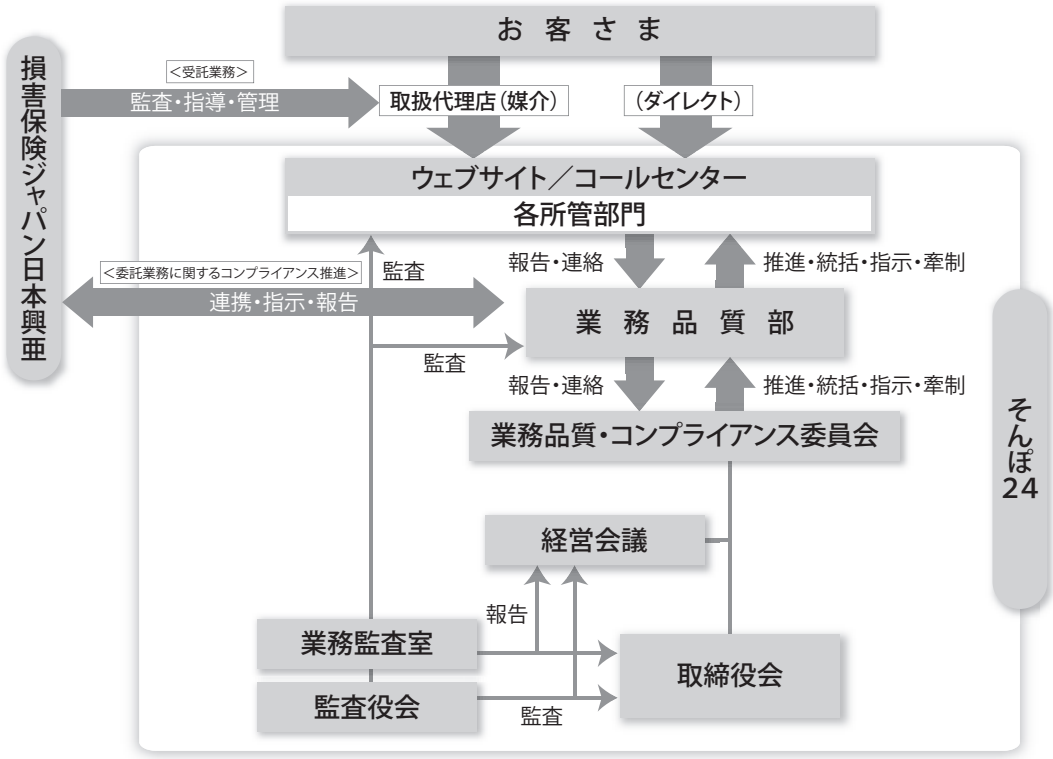

5 監査・検査態勢

当社は、保険業法第129条および第305条の定めにより、金融庁の検査および財務省財務局の検査を受けることになっています。

このほか社外の監査としては、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、計算書類およびその附属明細書について、EY新日本有限責任監査法人の会計監査を受けています。また、社内の監査としては、監査役が行う会社法上の監査と、業務監査室による内部監査があります。

6 お客さま情報の保護

当社では、個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、お客さまの情報を適正に取り扱うよう努めています。

個人情報保護宣言

そんぽ２４損害保険株式会社

基本的な考え方

当社は、SOMPOホールディングスグループの一員として、「SOMPOホールディングスグループ　プライバシー・ポリシー」のもと、個人情報を適正に取り扱うことが社会的責務であり重要であると認識し、「個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」その他の関連法令、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」その他のガイドラインおよび一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」等を遵守して、お客さまの個人情報の保護に努めてまいります。

1．当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段によりお客さまの個人情報を取得します。また、法令に定める場合を除き、お客さまの個人情報の利用目的を通知または公表し、利用目的の範囲内で取り扱います。
2．当社は、法令に定める場合を除き、お客さまご本人の同意なくお客さまの個人データ（個人番号および特定個人情報を除きます。）を第三者に提供することはありません。なお、個人番号および特定個人情報については、法令に定める場合を除き、第三者に提供することはありません。
3．当社は、SOMPOホールディングスグループの経営管理およびお客さまへの商品・サービスの案内・提供等のため、グループ内でお客さまの個人データ（個人番号および特定個人情報を除きます。）を共同利用することがあります。
4．当社は、お客さまの個人データについて、漏えい、滅失またはき損の防止等に努め、適切な安全管理措置を実施します。また、お客さまの個人データの取扱いを委託する場合は、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
5．当社は、お客さまの個人データの取扱いが適正に行われるように従業者への教育・指導を徹底します。また、個人情報保護のための管理態勢を継続的に見直し、改善に努めてまいります。
6．当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応します。また、個人情報保護法にもとづく保有個人データの開示、訂正等お客さまからの請求に適切に対応します。

※個人情報、個人データ、保有個人データ等の用語の定義は、本宣言に定めがある場合を除き、個人情報保護法および同施行令に準拠します。
※個人情報の利用目的などの詳細については、「個人情報の取扱い」をご覧ください。
※個人番号および特定個人情報の取扱いについては「特定個人情報の取扱い」をご覧ください。
※開示等の手続きについては、「開示等請求の手続き」をご覧ください。

＜お問い合わせ先＞
そんぽ２４損害保険株式会社　〒170-6044　東京都豊島区東池袋 3-1-1　サンシャイン 60　電話番号 0120-999-379
受付時間 平日：午前 9 時～午後 5 時（土日・祝日および 12 月 31 日～ 1 月 3 日は休業）
URL　http://www.sonpo24.co.jp/

個人情報の取扱い

当社における個人情報の取扱いは、以下のとおりです。
＊本取扱いにおける「個人情報」および「個人データ」とは、個人番号および特定個人情報を除くものをいいます。個人番号および特定個人情報の取扱いについては、「特定個人情報の取扱い」が適用されます。

1．個人情報の適正な取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段によりお客さまの個人情報を取得します。当社では、例えば、以下のような方法で個人情報を取得することがあります。

（取得方法の例）
・保険金請求書などお客さまにご記入・ご提出いただく書類による取得
・お客さまにウェブ画面等へご入力いただくことによる取得
・ご契約関係手続きや保険金のお支払い手続きの際にコールセンター等にいただくお電話の内容を録音または記録することによる取得
＊当社は、ご契約関係手続きの際にインターネットまたは電話を通して取得した個人情報については、申込書等に代わるものとして記録・録音・保存を行っています。

2．個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を以下（1）から（11）および5.に掲げる目的に必要な範囲で利用し、法令で定める場合を除き、目的外には利用しません。

また、当社は、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。

利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、当社公式ウェブサイト等に公表します。

（1）当社が取扱う商品の案内、募集および販売（契約の維持・管理を含みます。）
当社が取扱う商品は次のとおりです。
・損害保険
（2）上記（1）に付帯、関連するサービスの案内、提供および管理
（3）損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
（4）適正な保険金の支払
（5）グループ会社、提携先企業等の商品およびサービスに関する情報の案内
（6）各種イベント、キャンペーン、セミナーの案内、各種情報の提供
（7）再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
（8）市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施

等による金融商品・サービスの開発・研究
⑼ 当社職員の雇用・販売網の新設
⑽ 問い合わせ・依頼等への対応
⑾ その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3．第三者への提供および第三者からの取得

⑴ 当社は、以下の場合を除き、お客さまご本人の同意なくお客さまの情報を第三者に提供することはありません。
・法令に基づく場合
・当社の業務遂行上必要な範囲で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
・損害保険会社等との間で共同利用を行う場合（下記「5. 個人データの共同利用」をご覧ください。）
・グループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合（下記「5. 個人データの共同利用」をご覧ください。）

⑵ 当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等）について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項（いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

4．個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、お客さまの個人データの取扱いを他の事業者に委託することがあります。お客さまの個人データの取扱いを委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば、以下のような場合に個人データの取扱いを委託しています。

（委託する業務の例）
・保険契約の募集に関わる業務
・保険金支払いに関わる業務
・情報システムの開発・運用に関わる業務
・保険証券の作成・発送に関わる業務　　など

5．個人データの共同利用

⑴ 情報交換制度等

①日本損害保険協会および損害保険会社等
損害保険契約の締結または損害保険金の請求に際して行われ得る不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で個人データを共同利用する制度を実施しています。
詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
■一般社団法人　日本損害保険協会
http://www.sonpo.or.jp/

②損害保険料率算出機構
自賠責保険に関する適正な支払等のために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。
詳細につきましては、損害保険料率算出機構のホームページをご覧ください。
■損害保険料率算出機構
http://www.giroj.or.jp/

③代理店等情報の確認業務
当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社等との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店への委託等のために、日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しています。
詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
■一般社団法人　日本損害保険協会
http://www.sonpo.or.jp/

⑵ グループ会社との間の共同利用

① SOMPO ホールディングス株式会社（以下「SOMPO ホールディングス」といいます。）によるグループ会社の経営管理のために、SOMPO ホールディングスと SOMPO ホールディングスグループ各社との間で、以下のとおり、個人データを共同して利用することがあります。
A．個人データの項目
・SOMPO ホールディングスグループ各社の株主の皆さまの個人データ：
氏名、住所、株式数等に関する情報
・SOMPO ホールディングスグループ各社が保有する個人データ：
氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、お取引に関する情報
B．共同利用するグループ会社の範囲
共同して利用するグループ会社の範囲は SOMPO ホールディングスのホームページに掲載の「グループ会社一覧」をご覧ください。
C．個人データ管理責任者
SOMPO ホールディングス株式会社

② SOMPO ホールディングスグループとしての経営管理業務の遂行ならびに当社または SOMPO ホールディングスグループ各社が取り扱う商品・サービス等のお客さまへのご案内・ご提供およびその判断のために、当社と SOMPO ホールディングスグループ各社間で、以下のとおり、個人データを共同して利用することがあります。
A．個人データの項目
・SOMPO ホールディングスグループ各社が保有する個人データ：
氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、お取引に関する情報
B．共同利用するグループ会社の範囲
共同して利用するグループ会社の範囲は SOMPO ホールディングスのホームページに掲載の「グループ会社一覧」をご覧ください。
C．個人データ管理責任者
SOMPO ホールディングス株式会社

③当社は、損害保険代理店等およびその従業者の監督、管理、指導、教育のために、SOMPO ホールディングスおよび SOMPO ホールディングスグループ各社との間で、以下のとおり、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同して利用することがあります。
A．個人データの項目
氏名、住所、生年月日、損害保険代理店等

またはその従業者の登録申請および届出に係る事項、その他損害保険代理店等またはその従業者の管理のための情報

B．共同利用するグループ会社の範囲
共同して利用するグループ会社の範囲はSOMPO ホールディングスのホームページに掲載の「グループ会社一覧」をご覧ください。

C．個人データ管理責任者
そんぽ２４損害保険株式会社

(3) 提携先企業との間の共同利用
現時点で共同利用を行う提携先企業はありません。

6．センシティブ情報の取扱い

当社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報（本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第 76 条第 1 項各号もしくは施行規則第 6 条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

・保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
・相続手続きを伴う保険金支払い事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
・保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
・法令に基づく場合
・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

7．匿名加工情報の取扱い

(1) 匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
・作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
・作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

(2) 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

8．個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、「開示等請求の手続き」に記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

当社は、ご請求者がご本人または代理人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

9．安全管理の取組み

当社は、個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要とされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じます。

10. 顧客情報統括管理責任者

当社における顧客情報（個人情報を含む）の統括管理責任者は以下のとおりです。

そんぽ２４損害保険株式会社　業務品質部担当役員

11. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

当社の個人情報の取扱いに関するご質問・ご照会・苦情等は、下記のお問い合わせ先までお問い合わせください。

また、当社から商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等でのご案内を希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。ただし、満期案内等への同封物や書類余白への印刷等は、中止することはできません。

< お問い合わせ先 >
そんぽ２４損害保険株式会社
〒 170-6044
東京都豊島区東池袋 3-1-1　サンシャイン 60
電話番号 0120-999-379
受付時間　平日 : 午前 9 時～午後 5 時
（土日・祝日および 12 月 31 日～ 1 月 3 日は休業）
URL　http://www.sonpo24.co.jp/

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。

同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

< お問い合わせ先 >
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター
（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）
〒 101-0063
東京都千代田区神田淡路町 2-105
ワテラスアネックス 7 階
電話番号　03-3255-1470
受付時間　平日 : 午前 9 時～午後 5 時
（土日・祝日および年末年始を除く。）
URL　http://www.sonpo.or.jp/

特定個人情報の取扱い

当社における個人番号および特定個人情報の取扱いは、以下のとおりです。

1．個人番号および特定個人情報の適正な取得

当社は、適法かつ公正な手段によりお客さまの個人番号および特定個人情報を取得します。

また、法令で定められた場合を除き、個人番号および特定個人情報の提供を求めることはありません。

（取得の方法の例）

・書面に記載いただく方法または個人番号もしくは特定個人情報が記載された書面をご提出いただく方法　など

2．個人番号および特定個人情報の取扱い、利用・第三者提供の範囲

当社では、取得した個人番号および特定個人情報を法令で限定された利用範囲内でのみ取り扱います。当社における利用、第三者提供の範囲は以下のとおりであり、その範囲外で、利用または第三者提供を行うことはありません。

(1) 法令に定められた以下の個人番号関係事務を行う場合

①保険取引等に関する支払調書等の作成事務
②報酬・料金、契約金および賞金の支払調書の作成事務
③不動産等取引に関する支払調書の作成事務
④持株会事務局業務における個人番号関係事務
⑤その他法令に定められた個人番号関係事務

(2) 法令に基づき、以下の場合に利用を行うことがあります。

①激甚災害時等に保険金等の支払を行う場合
②人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である場合

3．安全管理措置に関する事項

当社は、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、特定個人情報の安全管理のため、取扱規程および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

4．個人番号および特定個人情報取扱いの委託

当社は、個人番号関係事務の一部を他の事業者に委託することがあります。個人番号および特定個人情報の取扱いを委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

＊個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、「開示等請求の手続き」をご覧ください。

5．お問い合わせ窓口

当社の個人番号および特定個人情報の取扱いに関するご質問、ご照会、苦情等は、下記連絡先にお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞
そんぽ２４損害保険株式会社
〒170-6044
東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60
電話番号　0120-999-379
受付時間　平日：午前9時～午後5時
（土日・祝日および12月31日～1月3日は休業）
URL　http://www.sonpo24.co.jp

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。

同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

＜お問い合わせ先＞
一般社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター
（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）
〒101-0063
東京都千代田区神田淡路町2-105
ワテラスアネックス7階
電話番号　03-3255-1470
受付時間　平日：午前9時～午後5時
（土日・祝日および年末年始を除く。）
URL　http://www.sonpo.or.jp /

開示等請求の手続き

当社はお客さまからの個人情報保護法に基づく保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正等または利用停止等のご請求（以下、「開示等請求」といいます。）に適切に対応いたします。

1．ご請求の方法

開示等請求を希望される場合は、下記窓口までご請求ください。当社所定の書面をお送りいたしますので、必要事項をご記入の上、以下の書類とともに指定の窓口にご提出ください。

(1)ご請求者がご本人の場合

ご本人の運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳など、公的機関が発行した書類の写し

(2)ご請求者が代理人の場合

代理人ご本人の確認ができる書類（上記(1)に同じ。）に加え、以下の書類をご提出ください。法定代理人の場合には、戸籍謄本、成年後見登記事項証明書の写しなど、法定代理権のあることが確認できる書類

任意代理人の場合には、ご本人の委任状と印鑑登録証明書

2．手数料

保有個人データの「利用目的の通知」および「開示の請求」については、手数料として700円（税込み）をご負担いただきますので、当社指定の口座にお振込みください。

なお、お客さまから当社に開示等請求書をお送りいただく際の郵送費用、および手数料をお振込みいただく際の振込手数料に関しましてもお客さまのご負担とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

3．回答方法

お受けした開示等請求については、当社にてご請求内容の確認・調査等を行い、手数料が必要な請求については入金を確認させていただいた上で、ご本人に対し書面にてご回答いたします。代理人からのご請求の場合は当該代理人に対し回答いたします。

なお、開示等請求に応じることによりご本人または第三者の生命、身体、財産その他権利利益を害するおそれがある場合、当社の業務の適正な実施に著しい支障をおよぼす恐れがある場合、他の法令に違反することとなる場合等、ご請求に応じることができない場合があります。その場合にはその理由をご連絡いたします。

4．開示等請求手続きに関するお問い合わせ窓口

そんぽ２４損害保険株式会社 業務品質部
〒170－6044
東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60
電話番号　03-5957-0111（代表）
受付時間　平日：午前9時～午後5時
（土日・祝日および12月31日～1月3日は休業）
URL　http://www.sonpo24.co.jp

7 反社会的勢力への対応

当社では、「SOMPOホールディングスグループ　反社会的勢力対応基本方針」に基づき、反社会的勢力との関係遮断に努めています。

なお、取扱商品である「そんぽ２４自動車保険（通信販売用総合自動車保険）」の約款には、暴力団排除条項を導入しています。

SOMPOホールディングスグループ　反社会的勢力対応基本方針

SOMPOホールディングスは、当社グループ（SOMPOホールディングスおよび国内グループ会社をいいます。本基本方針においては以下同様とします。）が、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等に対して毅然とした態度を堅持することによりこれを拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するため、この基本方針を定めます。

１．業務方針

(1) 反社会的勢力との関係の遮断
当社グループは、反社会的勢力との取引を行わず、取引開始後に反社会的勢力であると判明したときも関係の遮断に向けて可能な限りの措置を講じます。

(2) 不当要求などへの組織的な対応
当社グループは、反社会的勢力から不当要求を受けたときは、組織として毅然と対応し、要求を拒絶します。

(3) 裏取引・利益供与の禁止
当社グループは、不祥事などを理由とする不当要求を受けたときも、裏取引を行うことなく要求を拒絶します。また、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対する利益供与を行いません。

２．業務内容および執行体制

当社グループは、法令・規制、事業・サービスの特性上適当でない場合を除き、反社会的勢力に適切に対応するため、次の取組を行います。

(1) 反社会的勢力との取引等の特定
①当社グループは、その事業活動に際して国内で利用する約款・契約書等に暴力団排除条項を導入します。また、外部委託・業務提携を行う際には委託先・提携先における当該条項の導入状況を管理します。
②当社グループは、反社会的勢力に関するデータベースを整備し、事前審査・事後検証を通じた反社会的勢力との取引等の防止・排除に利用します。
③事前審査とは、取引開始前に、取引相手が反社会的勢力であるか否かを確認するために実施するものをいい、事後検証とは、取引開始後定期的に、取引相手が反社会的勢力であるか否かを検証するために実施するものをいいます。
④SOMPOホールディングスは、当社グループが行う事前審査・事後検証の実施状況を管理します。
⑤当社グループは、各種サービスの提供、株主管理業務において不当要求の排除、利益供与の防止などのために反社会的勢力に関する管理を行います。

(2) 反社会的勢力との関係の遮断
①当社グループは、取引相手が反社会的勢力であると認めるときは、取引開始前にあっては取引謝絶など、取引開始後にあっては契約解除などの措置を講じて、反社会的勢力との関係を遮断します。
②当社グループは、反社会的勢力から不当な要求などを受けたときは、毅然と対応し、要求を拒絶します。
③当社グループは、関係の遮断、不当要求の拒絶に際しては、経営陣の関与のもと組織的に対応し、警察その他の外部専門機関と連携する一方で、反社会的勢力と対峙する役職員の安全を確保します。

(3) 反社会的勢力対応態勢の整備
①当社グループは、次の業務を所管する部署を設置します。
ア　反社会的勢力に関するデータベースの整備・活用
イ　反社会的勢力への対応に関する規程・マニュアルの整備（他部門のマニュアルへの反映を含みます）
ウ　警察その他の外部専門機関との連携態勢の整備
エ　暴力団排除条項の導入状況の管理
オ　事前審査・事後検証の実施状況の管理
カ　反社会的勢力への対応に関する役職員向け教育・研修の企画・実施
キ　反社会的勢力との取引の発生、反社会的勢力からの不当要求等の発生に係る情報集約
②上記の部署は、関係の遮断に伴い反社会的勢力の行動が予想されるとき、または反社会的勢力が不当な要求を行ったときは、次の業務を行います。
ア　経営報告の実施および対応方針の立案
イ　対応部署に対する支援（外部専門機関との連携の支援を含みます。）
ウ　関係する役職員に対する安全確保措置の実施・手配
③SOMPOホールディングスは、上記の場合であって、複数のグループ会社が整合的な対応を行う必要があるときは、グループ会社間の連絡・調整を行います。

(4) 取締役会等への報告
当社グループは、経営に重大な影響を及ぼす反社会勢力対応に係る事案が発生した場合は、速やかに取締役会等で対応方針を決定し、必要な対策を講じます。

(5) 反社会的勢力対応基本方針実務要領
SOMPOホールディングスは、この基本方針に沿って、事業特性等に応じてグループ各社に態勢整備を求める事項等を記載した「反社会的勢力対応基本方針実務要領」を必要に応じて策定し、グループ各社はこれを遵守します。

8 利益相反取引管理態勢

当社では、お客さまの利益が不当に害されることがないよう、「SOMPOホールディングスグループ　利益相反取引管理基本方針」に基づき、利益相反のおそれがある取引について適切な管理を行っています。

SOMPOホールディングスグループ　利益相反取引管理基本方針

SOMPOホールディングスは、当社グループ金融機関が行う利益相反のおそれのある取引について、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、法令等に従い適切に管理する態勢を構築するため、この基本方針を定めます。

1. 業務方針

当社グループは、お客さまの利益を不当に害することのないよう、当社グループ金融機関の取引等に起因する利益相反を適切に管理します。

2. 業務内容および執行体制

(1) 管理対象取引の特定

①当社グループ金融機関の行う次に掲げるような類型の取引・行為によりお客さまの利益が不当に害されるおそれが認められる場合、管理対象会社（SOMPOホールディングスおよび「別表」に掲げる当社グループ金融機関をいいます。本基本方針においては、以下同様とします）は、当該取引・行為を管理対象取引として指定します。

- お客さまの利益と当社グループ金融機関の利益が相反する取引・行為
- お客さまの利益と当社グループ金融機関の他のお客さまの利益が相反する取引・行為
- 当社グループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社グループ金融機関が利益を得る取引・行為
- 当社グループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社グループ金融機関の他のお客さまが利益を得る取引・行為

②管理対象取引は、管理対象取引の性質・構造、関連取引の状況、管理対象取引に利用する情報の保有状況、管理対象取引と関連取引を合算して得られる当社グループおよびお客さまの利益の状況その他の事由を勘案して個別に指定します。

(2) 管理対象取引の管理

①管理対象会社は、管理対象取引に係る関連取引の状況その他の事由を勘案して必要に応じ次に掲げる措置その他の必要な措置を講じ、お客さまの利益を確保します。

ア　管理対象取引と関連取引の実行部門を分離し、両取引に係る情報を遮断します。

イ　管理対象取引、関連取引のいずれかまたは両方について、取引の内容、条件、方法その他を変更します。

ウ　管理対象取引、関連取引のいずれかを中止します。

エ　管理対象取引に伴い発生する利益相反の内容その他の必要な情報をお客さまに開示し、その同意を取り付けます。

②管理対象会社は、管理対象取引と関連取引の内容、講じた措置の実施状況その他の必要な事項を記録し、管理対象取引の実行日から5年間、これを保存します。

(3) 管理体制

管理対象会社は、法令等に従い、次の体制を整備します。

①管理対象取引を管理する部署（管理部署）および管理統括者を設置します。

②管理対象取引とその関連取引が同一の金融機関の中で実行される場合にあっては当該金融機関の管理部署が、異なる金融機関が実行する場合にあってはSOMPOホールディングスの管理部署が、上記に定める措置の要否、内容その他の必要な事項を立案します。

③上記に定める措置を講じる場合にあっては、管理統括者は、上記区分にそって講じるべき措置の内容を決定します。

④利益相反管理方針の概要を公表します。

⑤役職員等に対する利益相反管理に関する教育・研修を実施します。

⑥利益相反管理態勢を定期的に検証し、その改善を図ります。

(4) 取締役会等への報告

SOMPOホールディングスおよび当社グループ金融機関は、経営に重大な影響を及ぼす利益相反取引に係る事案が発生した場合は、速やかに取締役会等で対応方針を決定し、必要な対策を講じます。

(5) 利益相反取引管理基本方針実務要領

SOMPOホールディングスは、この基本方針に沿って、事業特性等に応じてグループ各社に態勢整備を求める事項等を記載した「利益相反取引管理基本方針実務要領」を必要に応じて策定し、グループ各社はこれを遵守します。

[別表]

① 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
② 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
③ セゾン自動車火災保険株式会社
④ そんぽ２４損害保険株式会社
⑤ 日立キャピタル損害保険株式会社
⑥ 損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社

業績のお知らせ

Ⅰ 主要な業務に関する事項

1．当期の業績概況 …… 44
2．直近の5事業年度における
主要な業務の状況を示す指標 …… 46
3．業務の状況を示す指標等 …… 47

Ⅱ 財産の状況

1．計算書類等 …… 60
2．リスク管理債権 …… 66
3．債務者区分に基づいて区分された債権 …… 66
4．単体ソルベンシー・マージン比率 …… 67
5．時価情報等 …… 69

財務諸表の適正性、および財務諸表作成に係る
内部監査の有効性 …… 69

損害保険用語の解説 …… 70

Ⅰ 主要な業務に関する事項

1 当期の業績概況

平成29年度のわが国経済は、生産・設備投資が緩やかに増加し、企業収益や雇用情勢が改善する中、輸出や個人消費も持ち直し、緩やかな回復基調が続きました。

当社におきましては、高品質かつ効率的な業務運営態勢の構築を重点課題とし、これらの達成に向けた種々の施策を展開し、着実に実行・管理することにより、安定的な経営基盤の確立に取り組んでまいりました。

そのような取組みの一環として、お客さまの利便性向上を目指して、「純新規等契約・車両入替時のお手続き簡素化（お客さまからの車検証（写）等の提出不要化）」、および「クレジットカード払分割回数の拡大（12回払の追加）」を平成29年10月から開始しました。

また、お客さまとの接点強化を目的として、「お客さま大感謝キャンペーン」や「個人賠償責任特約販売開始1周年39＜サンキュー＞キャンペーン」を実施しました。

このような状況下で、当年度の業績は次のとおりとなりました。

損益の状況につき、経常収益については、保険引受収益が13,890百万円、資産運用収益が△10百万円、その他経常収益が0百万円となった結果、13,881百万円となり、前年度に比べて267百万円の減少となりました。一方、経常費用については、保険引受費用が8,507百万円、営業費及び一般管理費が3,087百万円、その他経常費用が0百万円となった結果、11,595百万円となり、前年度に比べて945百万円の減少となりました。この結果、経常利益は2,285百万円となり、前年度と比べて677百万円の増加となりました。これに特別利益、特別損失、法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を加減した当期純利益は1,986百万円となり、前年度と比べて270百万円の増加となりました。

保険引受の概況は次のとおりであります。

保険引受収益のうち正味収入保険料については、12,386百万円となり、前年度に比べて7.0%の減収となりました。一方、保険引受費用のうち正味支払保険金が6,775百万円となった結果、正味損害率については62.8%となり、前年度と比べて0.4ポイントの上昇となりました。また、保険引受に係る営業費及び一般管理費が3,084百万円となった結果、正味事業費率については30.8%となり、前年度と比べて0.9ポイントの低下となりました。

資産の運用につきましては、国債を中心とした安全な運用を基本方針としながらも、金利情勢を踏まえて、満期償還を迎えた国債の資金は国債への再投資は見合わせ、預金（保護対象口座）として保有することとした結果、利息及び配当金収入は0百万円となりました。

今後のわが国経済は、海外経済の回復が続く中、民間需要を中心とした緩やかな景気回復が続くものと見込まれます。損害保険業界におきましては、国内の人口減少・急速な高齢化、大規模自然災害の常態化、従来にないスピードとインパクトで進行する技術革新とそれに伴うお客さまの行動変化など、当社を取り巻く環境は非連続かつ大きく変化していくことが予想されます。

当社としては、これらの変化をふまえ、損害保険ジャパン日本興亜株式会社およびセゾン自動車火災保険株式会社と国内損害保険事業の効率性と収益性の向上を目指した検討・協議を重ね、通販型自動車保険マーケットにおいて高い競争力を有するセゾン自動車火災保険株式会社と合併することとしました。

当社は新会社へのスムーズな移行のための万全を期した準備に努めるとともに、さらなる効率化の推進とお客さま対応品質の維持を図り、お客さまとのコミュニケーションをさらに深化させていくことを通じて真にお客さまに信頼され、選ばれる企業を目指してまいります。

●平成29年度決算のしくみ（単位：百万円）

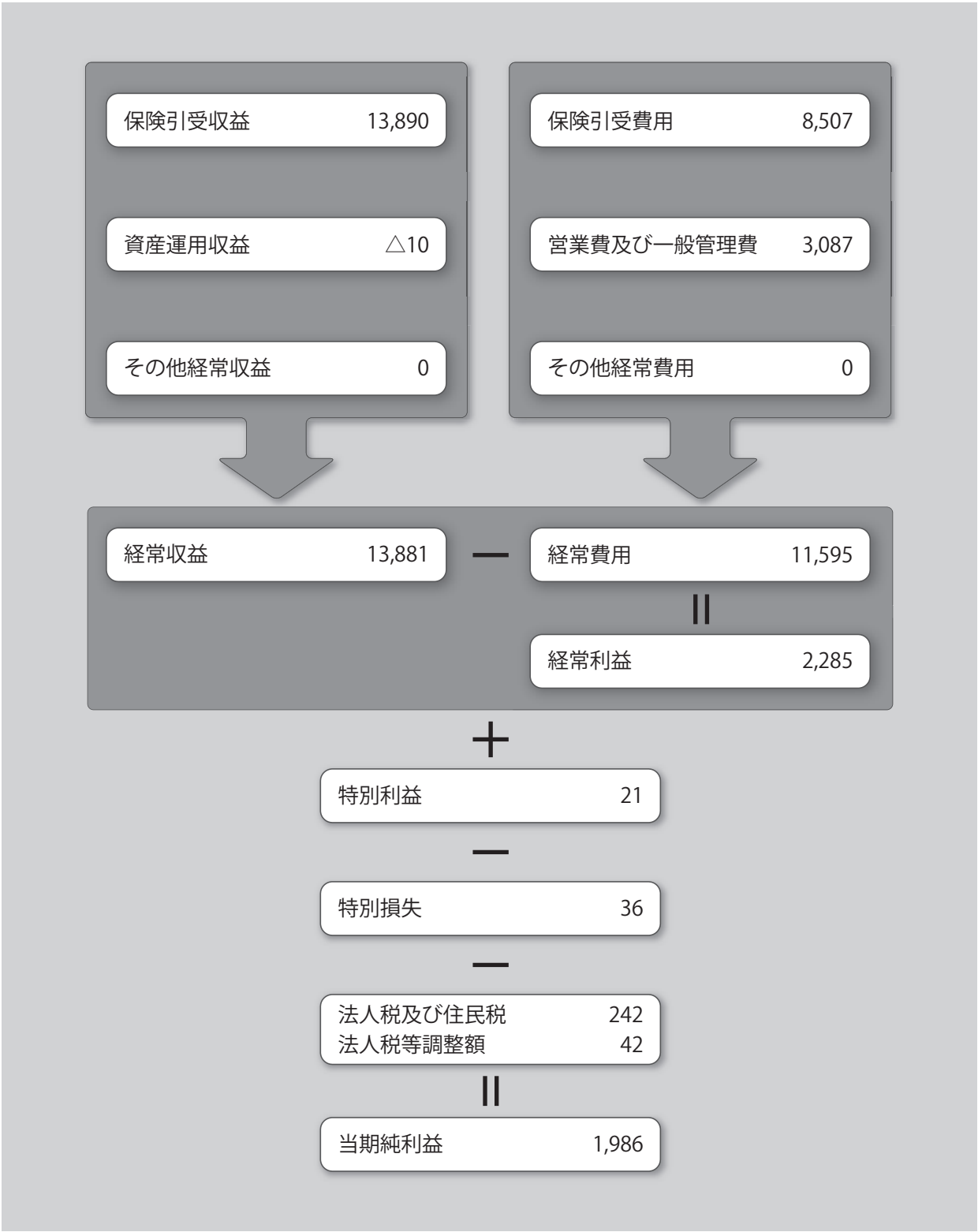

2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

（単位：百万円）

区分＼年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
正味収入保険料 （対前期増収率）	13,799 (6.0%)	14,163 (2.6%)	13,725 (△3.1%)	13,312 (△3.0%)	12,386 (△7.0%)
経常収益	13,830	14,193	14,006	14,149	13,881
経常利益	△ 391	△ 945	970	1,608	2,285
当期純利益	△ 400	△ 958	858	1,715	1,986
資本金 （発行済株式総数）	19,000 (380千株)	19,000 (380千株)	19,000 (380千株)	19,000 (380千株)	19,000 (380千株)
純資産額	5,979	5,015	5,890	7,586	9,562
総資産額	21,703	22,123	22,748	23,696	24,100
特別勘定または積立勘定として経理された資産額	―	―	―	―	―
責任準備金残高	8,319	8,501	8,356	8,045	7,475
貸付金残高	―	―	―	―	―
有価証券残高	17,320	15,727	16,204	7,127	2,001
単体ソルベンシー・マージン比率	633.9%	523.9%	640.6%	833.0%	1,081.6%
配当性向	―	―	―	―	―
従業員数	217名	225名	244名	225名	210名

3 業務の状況を示す指標等

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

①正味収入保険料

（単位：百万円）

種目＼年度	平成27年度	構成比％	増減率％	平成28年度	構成比％	増減率％	平成29年度	構成比％	増減率％
火災	－	－	－	－	－	－	－	－	－
海上	－	－	－	－	－	－	－	－	－
傷害	－	－	－	－	－	－	－	－	－
自動車	13,486	98.3	△ 3.0	13,078	98.2	△ 3.0	12,160	98.2	△ 7.0
自動車損害賠償責任	239	1.7	△ 5.8	234	1.8	△ 2.2	225	1.8	△ 3.7
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	13,725	100.0	△ 3.1	13,312	100.0	△ 3.0	12,386	100.0	△ 7.0

（注） 正味収入保険料とは、元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

②元受正味保険料

（単位：百万円）

種目＼年度	平成27年度	構成比％	増減率％	平成28年度	構成比％	増減率％	平成29年度	構成比％	増減率％
火災	－	－	－	－	－	－	－	－	－
海上	－	－	－	－	－	－	－	－	－
傷害	－	－	－	－	－	－	－	－	－
自動車	13,575	100.0	△ 3.0	13,132	100.0	△ 3.3	12,215	100.0	△ 7.0
自動車損害賠償責任	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	13,575	100.0	△ 3.0	13,132	100.0	△ 3.3	12,215	100.0	△ 7.0

（注） 元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。

③受再正味保険料

（単位：百万円）

種目＼年度	平成27年度	構成比％	増減率％	平成28年度	構成比％	増減率％	平成29年度	構成比％	増減率％
火災	－	－	－	－	－	－	－	－	－
海上	－	－	－	－	－	－	－	－	－
傷害	－	－	－	－	－	－	－	－	－
自動車	－	－	－	－	－	－	－	－	－
自動車損害賠償責任	239	100.0	△ 5.8	234	100.0	△ 2.2	225	100.0	△ 3.7
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	239	100.0	△ 5.8	234	100.0	△ 2.2	225	100.0	△ 3.7

④支払再保険料

（単位：百万円）

種目＼年度	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		構成比％	増減率％		構成比％	増減率％		構成比％	増減率％
火災	－	－	－	－	－	－	－	－	－
海上	－	－	－	－	－	－	－	－	－
傷害	－	－	－	－	－	－	－	－	－
自動車	89	100.0	△ 5.0	54	100.0	△ 39.1	54	100.0	0.9
自動車損害賠償責任	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	89	100.0	△ 5.0	54	100.0	△ 39.1	54	100.0	0.9

⑤解約返戻金

（単位：百万円）

種目＼年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
火災	－	－	－
海上	－	－	－
傷害	－	－	－
自動車	187	197	194
自動車損害賠償責任	7	6	6
その他	－	－	－
合計	194	203	201

（注） 解約返戻金とは、元受解約返戻金および受再解約返戻金の合計額をいいます。

⑥保険引受利益

（単位：百万円）

区分＼年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
保険引受収益	14,000	14,128	13,890
保険引受費用	9,257	9,124	8,507
営業費及び一般管理費	3,774	3,413	3,084
その他収支	0	0	△ 0
保険引受利益	968	1,591	2,297

（注） 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。
2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税等相当額などです。

［保険種目別保険引受利益］

（単位：百万円）

種目＼年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
火災	－	－	－
海上	－	－	－
傷害	－	－	－
自動車	968	1,591	2,297
自動車損害賠償責任	－	－	－
その他	－	－	－
合計	968	1,591	2,297

⑦正味支払保険金・正味損害率

（単位：百万円）

種目＼年度	平成27年度	構成比％	損害率％	平成28年度	構成比％	損害率％	平成29年度	構成比％	損害率％
火災	－	－	－	－	－	－	－	－	－
海上	－	－	－	－	－	－	－	－	－
傷害	－	－	－	－	－	－	－	－	－
自動車	7,059	96.5	60.3	7,021	96.6	61.6	6,544	96.6	62.0
自動車損害賠償責任	256	3.5	106.9	246	3.4	105.4	231	3.4	102.6
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	7,315	100.0	61.1	7,268	100.0	62.4	6,775	100.0	62.8

（注） 1. 正味支払保険金とは、元受および受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。
2. 正味損害率＝（正味支払保険金＋損害調査費）÷正味収入保険料

⑧元受正味保険金

（単位：百万円）

種目＼年度	平成27年度	構成比％	平成28年度	構成比％	平成29年度	構成比％
火災	－	－	－	－	－	－
海上	－	－	－	－	－	－
傷害	－	－	－	－	－	－
自動車	7,059	100.0	7,021	100.0	6,573	100.0
自動車損害賠償責任	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－
合計	7,059	100.0	7,021	100.0	6,573	100.0

⑨受再正味保険金

（単位：百万円）

種目＼年度	平成27年度	構成比％	平成28年度	構成比％	平成29年度	構成比％
火災	－	－	－	－	－	－
海上	－	－	－	－	－	－
傷害	－	－	－	－	－	－
自動車	－	－	－	－	－	－
自動車損害賠償責任	256	100.0	246	100.0	231	100.0
その他	－	－	－	－	－	－
合計	256	100.0	246	100.0	231	100.0

⑩回収再保険金

（単位：百万円）

種目＼年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		構成比 %		構成比 %		構成比 %
火災	－	－	－	－	－	－
海上	－	－	－	－	－	－
傷害	－	－	－	－	－	－
自動車	－	－	－	－	29	100.0
自動車損害賠償責任	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－
合計	－	－	－	－	29	100.0

(2) 保険契約に関する指標等

①契約者配当金　　該当ありません。

②正味事業費率

（単位：百万円）

種目＼年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
保険引受に係る事業費	4,649	4,230	3,820
（保険引受に係る営業費及び一般管理費）	3,774	3,413	3,084
（諸手数料及び集金費）	875	817	735
正味事業費率	33.9%	31.8%	30.8%

（注）　正味事業費率=保険引受に係る事業費÷正味収入保険料

③正味損害率、正味事業費率およびその合算率

（単位：%）

種目＼年度	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	－	－	－	－	－	－	－	－	－
海上	－	－	－	－	－	－	－	－	－
傷害	－	－	－	－	－	－	－	－	－
自動車	60.3	34.5	94.7	61.6	32.3	94.0	62.0	31.4	93.4
自動車損害賠償責任	106.9	－	106.9	105.4	－	105.4	102.6	－	102.6
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	61.1	33.9	94.9	62.4	31.8	94.2	62.8	30.8	93.6

（注）　1. 正味損害率＝（正味支払保険金＋損害調査費）÷正味収入保険料
2. 正味事業費率＝（諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費）÷正味収入保険料
3. 合算率＝正味損害率＋正味事業費率

④出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

（単位：%）

種目＼年度	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	－	－	－	－	－	－	－	－	－
海上	－	－	－	－	－	－	－	－	－
傷害	－	－	－	－	－	－	－	－	－
自動車	58.7	33.6	92.2	56.2	31.6	87.8	51.5	30.0	81.5
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	58.7	33.6	92.2	56.2	31.6	87.8	51.5	30.0	81.5

（注） 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
2. 発生損害率＝（出再控除前の発生損害額＋損害調査費）÷出再控除前の既経過保険料
3. 事業費率＝（支払諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費）÷出再控除前の既経過保険料
4. 合算率＝発生損害率＋事業費率
5. 出再控除前の発生損害額＝支払保険金＋出再控除前の支払備金積増額
6. 出再控除前の既経過保険料＝収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額
7. 第三分野保険については、取扱いがないため内訳の記載を省略しています。

⑤国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
国内契約	100.0%	100.0%	100.0%
海外契約	－	－	－

⑥出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合（%）
平成28年度	2	100.0
平成29年度	1	100.0

（注） 1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者（プール出再を含む）を対象にしています。
2. 第三分野保険については、取扱いがないため内訳の記載を省略しています。

⑦出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A以上	BBB以上	その他（格付なし・不明・BB以下）	合計
平成28年度	100.0%	－	－	100.0%
平成29年度	100.0%	－	－	100.0%

（注） 1. 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。
2. 格付区分は、スタンダード＆プアーズ（S＆P）社の格付を使用しています。
3. 第三分野保険については、取扱いがないため内訳の記載を省略しています。

⑧未収再保険金の額

＜未収再保険金の推移（3年度）＞ （単位：百万円）

種目計		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1	年度開始時の未収再保険金	－	－	－
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	－	－	29
3	当該年度回収等	－	－	19
4	1＋2－3＝年度末の未収再保険金	－	－	9

（注） 1. 地震・自賠責保険に係る金額を除いています。
2. 第三分野保険については、取扱いがないため内訳の記載を省略しています。

(3) 経理に関する指標等

①支払備金および責任準備金の額

○支払備金 （単位：百万円）

種目＼年度	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末
火災	－	－	－
海上	－	－	－
傷害	－	－	－
自動車	5,782	5,295	4,377
自動車損害賠償責任	94	86	80
その他	－	－	－
合計	5,877	5,382	4,458

○責任準備金 （単位：百万円）

種目＼年度	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末
火災	－	－	－
海上	－	－	－
傷害	－	－	－
自動車	8,005	7,688	7,108
自動車損害賠償責任	350	356	366
その他	－	－	－
合計	8,356	8,045	7,475

②責任準備金の残高の内訳

＜平成28年度末＞ （単位：百万円）

種目＼内訳	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	計
火災	－	－	－	－	－	－
海上	－	－	－	－	－	－
傷害	－	－	－	－	－	－
自動車	7,152	535	－	－	－	7,688
自動車損害賠償責任	356	－	－	－	－	356
その他	－	－	－	－	－	－
合計	7,509	535	－	－	－	8,045

＜平成29年度末＞ （単位：百万円）

種目＼内訳	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	計
火災	－	－	－	－	－	－
海上	－	－	－	－	－	－
傷害	－	－	－	－	－	－
自動車	6,627	480	－	－	－	7,108
自動車損害賠償責任	366	－	－	－	－	366
その他	－	－	－	－	－	－
合計	6,994	480	－	－	－	7,475

③責任準備金積立水準

当社にて取り扱う保険契約は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約に該当するため、積立方式および積立率の記載をしていません。

④引当金

＜平成28年度＞

（単位：百万円）

区分		平成27年度末残高	平成28年度増加額	平成28年度減少額		平成28年度末残高
				目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	―	―	―	―	―
	個別貸倒引当金	―	―	―	―	―
	特定海外債権引当勘定	―	―	―	―	―
賞与引当金		101	97	101	―	97
役員賞与引当金		―	5	―	―	5
価格変動準備金		40	1	―	―	41

＜平成29年度＞

（単位：百万円）

区分		平成28年度末残高	平成29年度増加額	平成29年度減少額		平成29年度末残高
				目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	―	―	―	―	―
	個別貸倒引当金	―	―	―	―	―
	特定海外債権引当勘定	―	―	―	―	―
賞与引当金		97	98	97	―	98
役員賞与引当金		5	4	5	―	4
価格変動準備金		41	―	―	21	20

⑤貸付金償却　　該当ありません。

⑥損害率の上昇に対する経常利益の変動

＜平成28年度＞

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が１％上昇すると仮定します。
計　算　方　法	○増加する発生損害額＝既経過保険料× 1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	51 百万円 （注）異常危険準備金残高の取崩額　82 百万円

（注）　自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しています。

＜平成29年度＞

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が１％上昇すると仮定します。
計　算　方　法	○増加する発生損害額＝既経過保険料× 1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	45 百万円 （注）異常危険準備金残高の取崩額　81 百万円

（注）　自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しています。

⑦期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）　（単位：百万円）

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る当期支払保険金	前期以前発生事故に係る当期末支払備金	当期把握見積り差額
平成 25 年度	**4,039**	**2,312**	**1,961**	**△ 234**
平成 26 年度	**4,853**	**2,707**	**2,308**	**△ 162**
平成 27 年度	**5,913**	**2,303**	**3,291**	**318**
平成 28 年度	**5,914**	**2,518**	**2,579**	**816**
平成 29 年度	**5,390**	**2,517**	**2,121**	**752**

（注）　1．国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
2．地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
3．当期把握見積り差額＝期首支払備金－（前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金）

⑧事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

○自動車

（単位：百万円）

事故発生年度		平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金＋支払備金	事故発生年度末	8,327			8,743			7,379			7,314			6,312		
	1年後	8,506	1.02	179	8,288	0.95	△455	7,027	0.95	△351	6,868	0.94	△446			
	2年後	8,651	1.02	144	8,070	0.97	△217	7,034	1.00	6						
	3年後	8,578	0.99	△73	7,968	0.99	△101									
	4年後	8,375	0.98	△202												
最終損害見積り額		8,375			7,968			7,034			6,868			6,312		
累計保険金		8,232			7,635			6,555			5,800			4,055		
支払備金		143			333			478			1,067			2,256		

（注） 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。
3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

○傷害　該当ありません。

○賠償責任　該当ありません。

⑨事業費

（単位：百万円）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人件費	1,829	1,717	1,639
物件費	2,853	2,592	2,308
税金	160	145	136
火災予防拠出金および交通事故予防拠出金	－	－	－
保険契約者保護機構に対する負担金	－	－	－
諸手数料及び集金費	875	817	735
合計	5,719	5,272	4,819

(4) 資産運用に関する指標等

①資産運用の概況

（単位：百万円）

区分＼年度	平成 27 年度末	構成比 %	平成 28 年度末	構成比 %	平成 29 年度末	構成比 %
預貯金	5,385	23.7	15,196	64.1	20,795	86.3
コールローン	―	―	―	―	―	―
買現先勘定	―	―	―	―	―	―
債券貸借取引支払保証金	―	―	―	―	―	―
買入金銭債権	―	―	―	―	―	―
商品有価証券	―	―	―	―	―	―
金銭の信託	―	―	―	―	―	―
有価証券	16,204	71.2	7,127	30.1	2,001	8.3
貸付金	―	―	―	―	―	―
土地・建物	21	0.1	18	0.1	16	0.1
運用資産計	21,611	95.0	22,342	94.3	22,813	94.7
総資産	22,748	100.0	23,696	100.0	24,100	100.0

②利息配当収入の額および運用利回り

（単位：百万円）

区分＼年度	平成 27 年度	利回り %	平成 28 年度	利回り %	平成 29 年度	利回り %
預貯金	―	―	―	―	―	―
コールローン	―	―	―	―	―	―
買現先勘定	―	―	―	―	―	―
債券貸借取引支払保証金	―	―	―	―	―	―
買入金銭債権	―	―	―	―	―	―
商品有価証券	―	―	―	―	―	―
金銭の信託	―	―	―	―	―	―
有価証券	17	0.11	8	0.07	0	0.01
貸付金	―	―	―	―	―	―
土地・建物	―	―	―	―	―	―
小計	17	0.08	8	0.04	0	0.00
その他	―		―		―	
合計	17		8		0	

（注） 利回りは［収入金額÷月平均運用額］で算出しています。

③海外投融資残高および海外投融資利回り　　該当ありません。

④商品有価証券の平均残高および売買高　　該当ありません。

⑤保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

（単位：百万円）

区分＼年度	平成27年度末		平成28年度末		平成29年度末	
		構成比％		構成比％		構成比％
国債	16,104	99.4	7,027	98.6	2,001	100.0
地方債	－	－	－	－	－	－
社債	－	－	－	－	－	－
株式	－	－	－	－	－	－
外国証券	－	－	－	－	－	－
その他の証券	100	0.6	100	1.4	－	－
合計	16,204	100.0	7,127	100.0	2,001	100.0

⑥保有有価証券利回り

（単位：％）

区分＼年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
公社債	0.11	0.07	0.01
株式	－	－	－
外国証券	－	－	－
その他の証券	0.04	0.00	0.00
合計	0.11	0.07	0.01

⑦有価証券の種類別の残存期間別残高

＜平成28年度末＞

（単位：百万円）

区分	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超（期間の定めの無いものを含む）	合計
国債	5,014	2,013	－	－	－	－	7,027
地方債	－	－	－	－	－	－	－
社債	－	－	－	－	－	－	－
株式	－	－	－	－	－	－	－
外国証券	－	－	－	－	－	－	－
その他の証券	－	－	－	－	－	100	100
合計	5,014	2,013	－	－	－	100	7,127

＜平成29年度末＞

（単位：百万円）

区分	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超（期間の定めの無いものを含む）	合計
国債	2,001	－	－	－	－	－	2,001
地方債	－	－	－	－	－	－	－
社債	－	－	－	－	－	－	－
株式	－	－	－	－	－	－	－
外国証券	－	－	－	－	－	－	－
その他の証券	－	－	－	－	－	－	－
合計	2,001	－	－	－	－	－	2,001

⑧業種別保有株式の額　該当ありません。

⑨貸付金の残存期間別の残高　該当ありません。

⑩担保別貸付金残高　該当ありません。

⑪使途別の貸付金残高および構成比　該当ありません。

⑫業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合　該当ありません。

⑬規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合　該当ありません。

⑭有形固定資産および有形固定資産合計の残高　（単位：百万円）

区分＼年度	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末
土地	－	－	－
営業用	－	－	－
賃貸用	－	－	－
建物	21	18	16
営業用	21	18	16
賃貸用	－	－	－
建設仮勘定	－	－	－
営業用	－	－	－
賃貸用	－	－	－
合計	21	18	16
営業用	21	18	16
賃貸用	－	－	－
リース資産	－	－	－
その他の有形固定資産	226	185	171
有形固定資産合計	248	204	188

(5) 特別勘定に関する指標

①特別勘定資産残高　該当ありません。

②特別勘定資産　該当ありません。

③特別勘定の運用収支　該当ありません。

Ⅱ 財産の状況

1 計算書類等

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	平成28年度末 (平成29年3月31日現在)	平成29年度末 (平成30年3月31日現在)	科目	平成28年度末 (平成29年3月31日現在)	平成29年度末 (平成30年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	**15,196**	**20,795**	**保険契約準備金**	**13,427**	**11,933**
現金	－	0	支払備金	5,382	4,458
預貯金	15,196	20,795	責任準備金	8,045	7,475
有価証券	**7,127**	**2,001**	**その他負債**	**2,279**	**2,200**
国債	7,027	2,001	再保険借	4	4
その他の証券	100	－	未払法人税等	135	198
有形固定資産	**204**	**188**	預り金	8	5
建物	18	16	未払金	1,072	988
その他の有形固定資産	185	171	仮受金	1,059	1,003
その他資産	**909**	**895**	**退職給付引当金**	**258**	**280**
再保険貸	－	8	**賞与引当金**	**97**	**98**
未収金	667	658	**役員賞与引当金**	**5**	**4**
未収収益	2	1	**特別法上の準備金**	**41**	**20**
預託金	171	171	価格変動準備金	41	20
仮払金	68	54	**負債の部合計**	**16,110**	**14,537**
繰延税金資産	**258**	**219**	(純資産の部)		
			資本金	**19,000**	**19,000**
			資本剰余金	**19,000**	**19,000**
			資本準備金	19,000	19,000
			利益剰余金	**△30,423**	**△28,437**
			その他利益剰余金	△30,423	△28,437
			繰越利益剰余金	△30,423	△28,437
			株主資本合計	**7,576**	**9,562**
			その他有価証券評価差額金	**9**	**0**
			評価・換算差額等合計	**9**	**0**
			純資産の部合計	**7,586**	**9,562**
資産の部合計	**23,696**	**24,100**	**負債及び純資産の部合計**	**23,696**	**24,100**

（貸借対照表の注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

2. 有形固定資産の減価償却は定額法によっております。
（会計処理の変更）
当社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、定率法（ただし、平成28年４月１日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法）を採用しておりましたが、当期より定額法に変更しております。
これは、当社が属するＳＯＭＰＯグループの有形固定資産の減価償却方法に関する会計方針が変更されたことによるものであります。
この変更による当事業年度の経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

3. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。
破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。
今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力等を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を引き当てております。
また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

4. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務見込額に基づいて計上しております。

5. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。

6. 役員賞与引当金は、役員の賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。

7. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

8. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。
なお、資産にかかる控除対象外消費税等は仮払金に計上し、５年間で均等償却を行っております。

9. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項については次のとおりであります。

（１）金融商品の状況に関する事項
当社では、損害保険会社の事業が公共性、社会性の高いものであることに鑑み、安全かつ有利の原則を遵守するとともに、キャッシュフロー・マッチングの観点にたち、極力リスクを抑制するため、預金や短期資金及び市場性のある金融商品にて資産運用を行っております。
保有する金融資産は日本国債等であり、価格変動による市場リスク及び発行体の信用状況による信用リスクを内包している他、巨大災害の発生、保険料収入の減少などによる資金繰りの悪化や市場の混乱等によって不利な条件での資産売却や資金調達を余儀なくされる流動性リスクも内包しております。
なお、資産運用リスクの管理にあたっては、フロントオフィス、ミドルオフィス及びバックオフィスを組織的に分離することによる相互牽制機能を持たせており、また、市場リスクに対する限度額の遵守状況及び各種取引の状況等について定期的に取締役会に報告を行っております。

（２）金融商品の時価等に関する事項
貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預貯金	20,795	20,795	－
②有価証券	2,001	2,001	－
資産計	22,796	22,796	－

注.　金融商品の時価の算定方法
①現金及び預貯金
預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
②有価証券
これらの時価について、国債は日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値の価額によっております。その他の証券（ＭＲＦ）は短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額は660百万円であります。

11. 関係会社に対する金銭債権総額は7百万円、金銭債務総額は710百万円であります。

12. 繰延税金資産の総額は219百万円、繰延税金負債の総額は0百万円であります。なお、繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上繰越欠損金	519 百万円
税務上無形固定資産	219 百万円
支払備金	190 百万円
責任準備金	114 百万円
退職給付引当金	78 百万円
その他	66 百万円
繰延税金資産小計	1,188 百万円
評価性引当額	△968 百万円
繰延税金資産合計	219 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△0 百万円
繰延税金負債合計	△0 百万円
繰延税金資産の純額	219 百万円

13. （１）支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前、ロに掲げる保険を除く）	4,378 百万円
同上にかかる出再支払備金	0 百万円
差引（イ）	4,377 百万円
自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金（ロ）	80 百万円
計（イ+ロ）	4,458 百万円

（２）責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	6,632 百万円
同上にかかる出再責任準備金	4 百万円
差引（イ）	6,627 百万円
その他の責任準備金（ロ）	847 百万円
計（イ+ロ）	7,475 百万円

14. 1株当たりの純資産額は 25,165円76銭であります。
算定上の基礎である純資産の部の合計は9,562百万円、普通株式に係る期末の純資産額は9,562百万円、普通株式の期末発行済株式数は380千株であります。

15. 損害保険ジャパン日本興亜株式会社の子会社である当社およびセゾン自動車火災保険株式会社は、グループ国内損害保険事業における効率性と収益性の向上を目指し、関係当局の認可等を前提に、平成31年7月（2019年7月）を目処として、セゾン自動車火災保険株式会社を存続会社に合併することを合意しました。

16. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

（単位：百万円）

科目	平成28年度 （平成28年4月1日～平成29年3月31日）	平成29年度 （平成29年4月1日～平成30年3月31日）
経常収益	**14,149**	**13,881**
保険引受収益	**14,128**	**13,890**
正味収入保険料	13,312	12,386
積立保険料等運用益	10	10
支払備金戻入額	494	924
責任準備金戻入額	310	569
資産運用収益	**△1**	**△10**
利息及び配当金収入	8	0
積立保険料等運用益振替	△10	△10
その他経常収益	**22**	**0**
経常費用	**12,540**	**11,595**
保険引受費用	**9,124**	**8,507**
正味支払保険金	7,268	6,775
損害調査費	1,038	996
諸手数料及び集金費	817	735
営業費及び一般管理費	**3,416**	**3,087**
その他経常費用	**0**	**0**
経常利益	**1,608**	**2,285**
特別利益	**—**	**21**
特別法上の準備金戻入額	—	21
価格変動準備金戻入額	—	21
特別損失	**1**	**36**
固定資産処分損	0	1
特別法上の準備金繰入額	1	—
価格変動準備金繰入額	1	—
事業構造改革費用	—	35
税引前当期純利益	**1,606**	**2,271**
法人税及び住民税	**153**	**242**
法人税等調整額	**△262**	**42**
法人税等合計	**△108**	**284**
当期純利益	**1,715**	**1,986**

（損益計算書の注記）

1．　関係会社との取引による収益総額は 26 百万円、費用総額は 209 百万円であります。

2．（1）正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	12,440 百万円
支払再保険料	54 百万円
差引	12,386 百万円

（2）正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	6,804 百万円
回収再保険金	29 百万円
差引	6,775 百万円

（3）諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	735 百万円
出再保険手数料	－ 百万円
差引	735 百万円

（4）支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前、ロに掲げる保険を除く）	△ 1,012 百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	△ 94 百万円
差引（イ）	△ 918 百万円
自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額（ロ）	△ 5 百万円
計（イ＋ロ）	△ 924 百万円

（5）責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	△ 525 百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	△ 0 百万円
差引（イ）	△ 525 百万円
その他の責任準備金繰入額（ロ）	△ 44 百万円
計（イ＋ロ）	△ 569 百万円

（6）利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

有価証券利息・配当金	0 百万円
計	0 百万円

3．　1 株当たりの当期純利益は 5,226 円 80 銭であります。
算定上の基礎である当期純利益は 1,986 百万円、普通株式に係る当期純利益は 1,986 百万円、普通株式の期中平均株式数は 380 千株であります。なお、普通株主に帰属しない金額はありません。

4．　金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科目＼年度	平成 28 年度 （平成28年4月1日～平成29年3月31日）	平成 29 年度 （平成29年4月1日～平成30年3月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益（△は損失）	1,606	2,271
減価償却費	88	66
支払備金の増減額（△は減少）	△ 494	△ 942
責任準備金の増減額（△は減少）	△ 310	△ 569
退職給付引当金の増減額（△は減少）	14	22
賞与引当金の増減額（△は減少）	1	△ 0
価格変動準備金の増減額（△は減少）	1	△ 21
利息及び配当金収入	△ 8	△ 0
有形固定資産関係損益（△は益）	0	1
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	△ 2	13
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	52	△ 146
小計	947	711
利息及び配当金の受取額	61	13
法人税等の支払額	△ 153	△ 175
営業活動によるキャッシュ・フロー	**855**	**550**
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の売却・償還による収入	9,000	5,000
資産運用活動計	9,000	5,000
（営業活動及び資産運用活動計）	（9,855）	（5,550）
有形固定資産の取得による支出	△ 44	△ 51
投資活動によるキャッシュ・フロー	**8,955**	**4,948**
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	―	―
現金及び現金同等物に係る換算差額	―	―
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	**9,810**	**5,498**
現金及び現金同等物期首残高	**5,485**	**15,296**
現金及び現金同等物期末残高	**15,296**	**20,795**

（キャッシュ・フロー計算書の注記）

1．現金及び現金同等物期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

（平成30年3月31日現在）

現金及び預貯金	20,795 百万円
有価証券	2,001 百万円
現金同等物以外の有価証券	△2,001 百万円
現金及び現金同等物	20,795 百万円

2．重要な非資金取引の内容
非資金取引について記載すべき重要なものはありません。

3．投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

4．金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 株主資本等変動計算書

＜平成28年度＞

（単位：百万円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
当期首残高	19,000	19,000	△ 32,139	5,860	29	29	5,890
当期変動額							―
当期純利益	―	―	1,715	1,715	―	―	1,715
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	―	―	―	―	△ 19	△ 19	△ 19
当期変動額合計	―	―	1,715	1,715	△ 19	△ 19	1,695
当期末残高	19,000	19,000	△ 30,423	7,576	9	9	7,586

＜平成29年度＞

（単位：百万円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
当期首残高	19,000	19,000	△ 30,423	7,576	9	9	7,586
当期変動額							―
当期純利益	―	―	1,986	1,986	―	―	1,986
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	―	―	―	―	△ 9	△ 9	△ 9
当期変動額合計	―	―	1,986	1,986	△ 9	△ 9	1,976
当期末残高	19,000	19,000	△ 28,437	9,562	0	0	9,562

（株主資本等変動計算書の注記）

1．発行済株式の種類及び総数

（単位：株）

種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	380,000	―	―	380,000
合計	380,000	―	―	380,000

2．金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2 リスク管理債権

(1)破綻先債権	該当ありません。
(2)延滞債権	該当ありません。
(3)3カ月以上延滞債権	該当ありません。
(4)貸付条件緩和債権	該当ありません。

3 債務者区分に基づいて区分された債権

(1)破産更生債権およびこれらに準ずる債権	該当ありません。
(2)危険債権	該当ありません。
(3)要管理債権	該当ありません。
(4)正常債権	該当ありません。

4 単体ソルベンシー・マージン比率

（単位：百万円）

区　　分	平成 28 年度末	平成 29 年度末
（A）単体ソルベンシー・マージン総額	8,166	10,063
資本金又は基金等	7,576	9,562
価格変動準備金	41	20
危険準備金	－	－
異常危険準備金	535	480
一般貸倒引当金	－	－
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益（税効果控除前）	11	0
土地の含み損益	－	－
払戻積立金超過額	－	－
負債性資本調達手段等	－	－
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	－	－
控除項目	－	－
その他	－	－
（B）単体リスクの合計額 $\sqrt{\{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2\}}+R_5+R_6$	1,960	1,860
一般保険リスク（R_1）	1,735	1,649
第三分野保険の保険リスク（R_2）	－	－
予定利率リスク（R_3）	－	－
資産運用リスク（R_4）	296	248
経営管理リスク（R_5）	65	60
巨大災害リスク（R_6）	134	132
（C）単体ソルベンシー・マージン比率 ［（A）／{（B）×1／2}］×100	833.0%	1,081.6%

（注）「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条（単体ソルベンシー・マージン）および第87条（単体リスク）ならびに平成８年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

【単体ソルベンシー・マージン比率】

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
・こうした「通常の予測を超える危険」（表の「（B）単体リスクの合計額」）に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（表の「（A）単体ソルベンシー・マージン総額」）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「（C）単体ソルベンシー・マージン比率」です。
・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。
・「通常の予測を超える危険」は、次に示す各種の危険の総額です。

①保険引受上の危険（一般保険リスク）（第三分野保険の保険リスク）	：	保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）
②予定利率上の危険（予定利率リスク）	：	実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
③資産運用上の危険（資産運用リスク）	：	保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
④経営管理上の危険（経営管理リスク）	：	業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で①～③および⑤以外のもの
⑤巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）	：	通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

5 時価情報等

(1)有価証券

＜平成28年度末＞

①売買目的有価証券　該当ありません。

②満期保有目的の債券　該当ありません。

③その他有価証券　（単位：百万円）

種類		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	7,027	7,014	13
	株式	－	－	－
	外国証券	－	－	－
	その他	－	－	－
	小計	7,027	7,014	13
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	－	－	－
	株式	－	－	－
	外国証券	－	－	－
	その他	100	100	－
	小計	100	100	－
合計		7,127	7,114	13

＜平成29年度末＞

①売買目的有価証券　該当ありません。

②満期保有目的の債券　該当ありません。

③その他有価証券　（単位：百万円）

種類		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	2,001	2,001	0
	株式	－	－	－
	外国証券	－	－	－
	その他	－	－	－
	小計	2,001	2,001	0
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	－	－	－
	株式	－	－	－
	外国証券	－	－	－
	その他	－	－	－
	小計	－	－	－
合計		2,001	2,001	0

(2)金銭の信託　該当ありません。

(3)デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く）　該当ありません。

(4)保険業法に規定する金融等デリバティブ取引　該当ありません。

(5)先物外国為替取引　該当ありません。

(6)有価証券関連取引デリバティブ取引（(7)に掲げるものを除く）　該当ありません。

(7)金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引　該当ありません。

財務諸表の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性

当社の平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表の適正性および作成に係る内部監査の有効性につきましては、当社取締役社長が確認しています。

損害保険用語の解説

か　行

【価格変動準備金】
保険会社が保有する株式等の価格変動による損失に備えることを目的とした準備金です。

【過失相殺】
損害賠償額の算出にあたり、損害の発生について被害者にも過失が認められる場合に、損害額から被害者側の過失に相当する部分を減額することをいいます。

【記名被保険者】
自動車保険において、ご契約の対象となるお車を日常主に運転される方で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている方をいいます。

【契約の解除】
保険契約者または保険会社の意思により契約を消滅させることを、解除といいます。具体的には、保険契約者からの申し出による解除（いわゆる解約のことです。）、告知義務・通知義務違反による保険会社からの解除などがあります。

【告知義務】
保険を契約する際に、保険会社が危険に関する重要な事項としてお伺いする事項（告知事項）について、保険契約者または被保険者は事実を正確にご申告いただく義務があり、その義務をいいます。

さ　行

【再保険】
保険金支払責任の一部を他の保険会社に移転する仕組みで、巨額の保険金支払いが予測される場合にリスクを分散することを目的としています。再保険は、保険会社間で行う保険取引であり、他の保険会社にリスクを移転することを「出再」、逆に他の保険会社からリスクを引き受けることを「受再」といいます。

【再保険料】
再保険に際して支払われる保険料のことをいいます。

【参考純率】
任意自動車保険において、保険料のうち保険金の支払いにあてられる部分については、参考となる料率が損害保険料率算出機構から保険会社に提供されます。この料率を参考純率といい、保険会社は自社の純保険料率の基礎として利用することができます。

【事業費】
保険会社の事業上の経費で、「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」、「諸手数料及び集金費」を総称したものです。

【支払備金】
決算日までに発生した保険事故で保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金のことです。

【責任準備金】
将来の保険金支払いなどの保険契約上保険会社が負う債務に対して、あらかじめ保険会社が積み立てる準備金のことです。

【全損】
保険の対象が完全に滅失した場合や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価額を超えるような場合（当社の車両保険においては、通常、ご契約金額を超える場合）のことです。前者の場合を現実全損（「絶対全損」ともいいます。）、後者の場合を経済的全損といいます。

【損害てん補】
保険事故によって生じた損害に対し、保険会社が保険金を支払うことをいいます。

【損害保険契約者保護機構】
引受保険会社が破綻した場合に保険金等を補償するしくみで、すべての損害保険会社が加入しています。

【損害保険料率算出機構】
「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて、1948年に設立された損害保険料率算定会と1964年に設立された自動車保険料率算定会との統合により、2002年7月1日から新たに業務を開始した料率算出団体です。
火災保険・傷害保険・自動車保険・介護費用保険の参考純率の算出、自動車損害賠償責任保険・地震保険の基準料率の算出および金融庁への届出等を行うとともに、自動車損害賠償責任保険の損害調査を行っています。

【損害率】
支払保険金の収入保険料に対する比率をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算定に用いられます。通常は正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合を指します。

【そんぽＡＤＲセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）】
一般社団法人日本損害保険協会内に設置された、損害保険会社の業務に関する苦情や紛争についての対応窓口で、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関です。
受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

た　行

【大数の法則】
サイコロを振って1の目の出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればある事象の発生する確率が一定値に近づくということであり、これを大数の法則といいます。個々人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

【超過保険・一部保険】
契約者は保険金額（ご契約金額）を自由に定めることができますが、保険金額が保険価額（後記「は行」参照）より少ない場合を一部保険といい、保険金額が保険価額より多い場合を超過保険といいます。

【重複保険】
同一の被保険利益（保険の対象）について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合を広義の重複保険といい、また、複数の保険契約の保険金額の合計額が再調達価額または時価額を超過する場合を狭義の重複保険といいます。

【通知義務】
保険を契約したあと、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合に、その事実を保険契約者または被保険者は保険会社に遅滞なくご連絡いただく義務があり、その義務をいいます。

は　行

【被保険者】
保険の補償を受けられる方、または保険の対象となる方をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。

【被保険利益】
あるものに偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被る恐れがある場合に、そのある人とあるものとの間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は損害に対し保険金をお支払いすることを目的とすることから、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

【比例てん補】
一部保険の場合に保険価額に対する保険金額の割合をもって支払保険金を縮小して支払うことです。

【分損】
全損に至らない損害をいいます。

【法律によって付保が義務づけられている保険】
自動車損害賠償責任保険（強制保険）のように、政策的理由から法律等で加入することが義務づけられている保険のことをいいます。

【保険価額】
保険事故の発生により、被保険者が被る可能性のある損害の最高限度額を意味します。

【保険期間】
保険の契約期間、すなわち保険会社の責任の存続期間です。この期間内に保険事故が発生した場合のみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料の払込み以前に生じた損害は、原則として保険金のお支払いの対象となりません。

【保険金】
保険事故により、損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことです。

【保険金額】
ご契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額です。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められています。

【保険契約者】
自己の名前で保険会社に対し保険契約の申込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負います。

【保険契約準備金】
保険会社が保険契約に基づく責任を遂行するために積み立てる準備金で、前述の支払備金および責任準備金があります。

【保険事故】
保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。交通事故によって損害が発生することなどがその例です。

【保険の対象（「保険の目的」）】
保険を付ける対象のことをいいます。自動車保険では自動車がこれにあたります。

【保険引受利益】
損害保険の引受によって得られる利益をいいます。「保険引受収益」から「保険引受費用」と「保険引受に係る営業費及び一般管理費」を減じ、「その他収支」を加減して算出されます。

【保険約款】
保険契約の内容を定めたものです。保険約款は保険契約に共通の契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めた特約から構成されます。

【保険料】
被保険者の被る危険を保険会社が負担するための対価として、保険契約者が支払う金銭のことです。

【保険料即収の原則】
契約の締結と同時に保険会社が保険料の全額を領収しなければならないという原則のことです。

ま　行

【免責】
保険金が支払われない場合のことをいいます。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険金支払いの義務を負いますが、保険約款に定められた特定の事項についてはその義務を免れることになっています。例えば、保険契約者等の故意による事故、地震、噴火、津波等による事故などがあります。

【免責金額】
保険契約者の保険料負担の軽減を目的として、小損害を自己負担にするために設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、通常、免責金額を控除した金額が支払われます。

【元受保険料】
保険会社が元受保険契約に基づき保険契約者から受け取る保険料のことです。

MEMO

そんぽ24の現状 2018

2018年7月 発行

そんぽ24

そんぽ24損害保険株式会社

〒170-6044 東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60
TEL.03-5957-0111
URL http://www.sonpo24.co.jp/

(18070351)503690-0200